

第27回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

小売全面自由化の詳細制度設計について

平成28年1月12日

1. 小売全面自由化の施行期日等について

2. 託送供給料金の審査の在り方について

3. 事業報酬について

4. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について

5. 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

1 小売全面自由化の施行期日等について

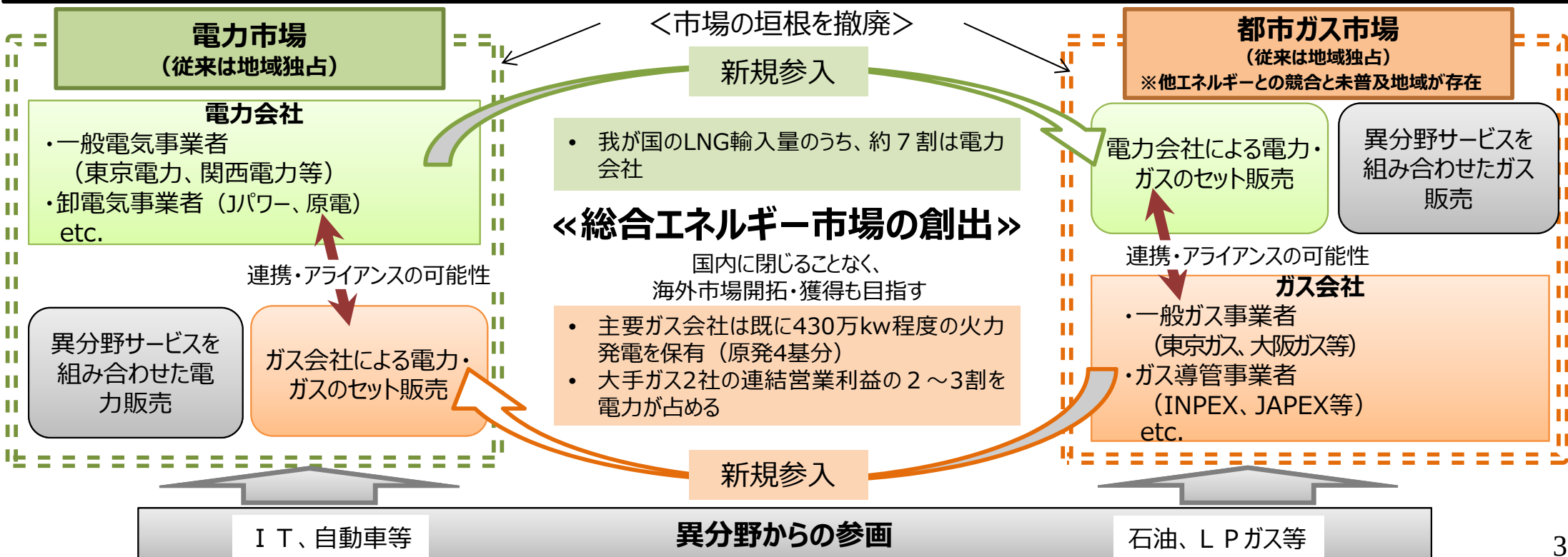
- 今般の電気、ガス、熱供給に係る一体的な制度改革が目指すものは、次頁のとおり、総合エネルギー市場を創出することである。
- 具体的には、従来、我が国のエネルギー市場は、電気、ガス、熱供給といった業態ごとの制度的な「市場の垣根」が存在していたところ、これを撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入を進めることにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、多様な料金メニューの設定を可能とすることによって需要家の利益を最大化することである。
- この点、電気の小売全面自由化や改正熱供給事業法については、既に本年4月に施行することとされている一方、現時点においては、ガスの小売全面自由化に係る施行期日のみが確定していないところであるが、上記の一体的な制度改革の目的を踏まえれば、遅滞なくこれを施行することにより、速やかに今般の改革の効果を国民にもたらすことが重要。
- 加えて、本年4月の電気の小売全面自由化の施行後は、ガス事業者が電気の小口市場に参入することが可能となる一方、ガスの小売全面自由化が施行されるまでは、電気事業者等がガスの小口市場に参入することができないことから、公平な競争環境を早期に確保する必要性についても留意しなければならない。
- このため、ガスの小売全面自由化については、電気の小売全面自由化との比較においてはその準備期間が短いものの、前回の本小委員会でお示したとおり、平成29年4月1日から施行することとし、小売全面自由化関係の全体的なスケジュールについては、5頁のとおりとしたい。
- なお、前回の本小委員会においてガス業界から示された小売全面自由化の実施に向けた情報システム対応等の諸準備に係る懸念に関しては、仮にこうした諸準備が想定どおりに進まない場合には、一部人手での対応を行わせるなど、事業者の過度な負担とならない範囲内で、需要家の利便性が損なわれることがないように、最大限の取組を行わせることとしたい。

1 小売全面自由化の施行期日等について

総合エネルギー調査会基本政策分科会第18回会合（平成27年11月）資料1-2より抜粋

1. 一体的な制度改革による総合エネルギー市場の創出

- 「光熱費」という言葉があるように、消費者にとってエネルギー市場は一体のもの。他方で、従来、我が国のエネルギー市場は、電力、ガス、熱等の業態ごとに制度的な「市場の垣根」が存在。
- （※）石油やL Pガスは既に参入規制なく、自由な市場
- 一体的な制度改革により「市場の垣根」を撤廃し、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入を進める。これにより、競争によるコスト低廉化を図るとともに、消費者の利便性を向上させる。
- さらに、国内市場に閉じることなく、総合エネルギー企業による海外市場の開拓・獲得も目指す。
- 電力の小売全面自由化によって、約8兆円の電力市場が開放される（需要家数は約8,500万件）。
- 都市ガスの小売全面自由化によって、約2.4兆円の市場が開放される（需要家数は約2,600万件）。



1 小売全面自由化の施行期日等について

第23回ガスシステム改革小委員会資料 3 より抜粋

【御指摘事項①】（草薙委員、松村委員）

小売全面自由化の施行期日については、スピード感を持って決めるべき。

- 電気の小売全面自由化については、来年 4 月に施行することが決定されているところであるが、「エネルギー基本計画」においても示された「市場の垣根を外していく供給構造改革」を一体的に進めるためには、ガスの小売全面自由化についても遅滞なく施行することが必要。
- ➡ ● そのために、前回の小委員会においては、御議論いただくべき論点に優先順位を付け、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等から順に御議論いただくこととしたところ。
- これらの論点については、本日以降も順次御議論いただく予定であるが、国民からの期待も考慮すれば、具体的な施行期日については、委員からも御指摘があった平成 29 年 4 月を念頭に置き、本日以降の議論を加速していく。
- その上で、実際の施行期日については、今後の御議論も踏まえ、できるだけ早期に決定することとしたい。

1 小売全面自由化の施行期日等について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 小売全面自由化に係る詳細制度設計については、これまで、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等について優先的に御議論いただいていたところであり、熱心な御議論の結果、これらの論点については、概ねの方向性が定まってきたところ。
- 引き続き詰めなければならない論点は一定程度存在するものの、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールについては、国民や事業者等の予見可能性を高めることが重要であることから、小売全面自由化の施行期日は平成29年4月1日とするなど、小売全面自由化の実施に係る全体的なスケジュールは以下のとおりとし、これらのスケジュールを前提として、残された論点に係る議論、国における規則類の整備及び小売全面自由化に向けた事業者における準備を加速していくこととしてはどうか。

<平成28年>

春	・ 託送供給約款の策定を不要とする承認
7月	・ 託送供給約款の事前認可申請の期限
8月	・ ガス小売事業の事前登録申請に係る受付開始
8～9月目途	・ 経過措置料金規制が課される事業者の指定
12月	・ 最終保障供給約款の届出の期限

<平成29年>

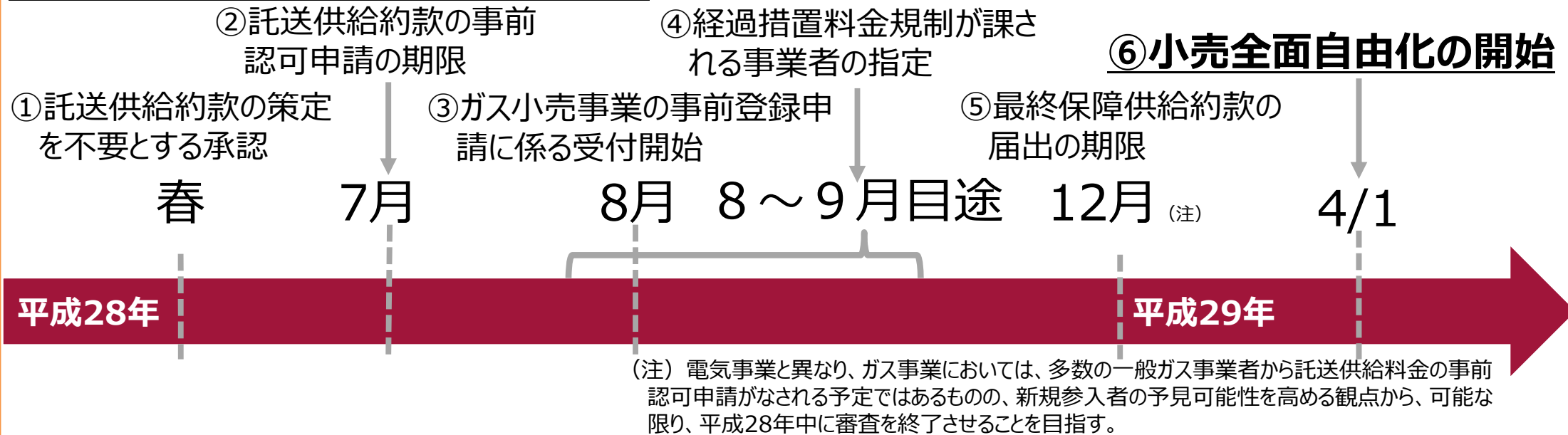
4月1日	・ 小売全面自由化の実施
------	--------------

(注) 電気事業と異なり、ガス事業においてはガス事業者が多数存在することに加え、大半は中小事業者であるという実態を踏まえ、託送供給約款を策定するために必要となる規則など、小売全面自由化を実施するために必要となる規則類については、本小委員会における御議論も踏まえながら、可能な限り早期に整備し、周知することとする。

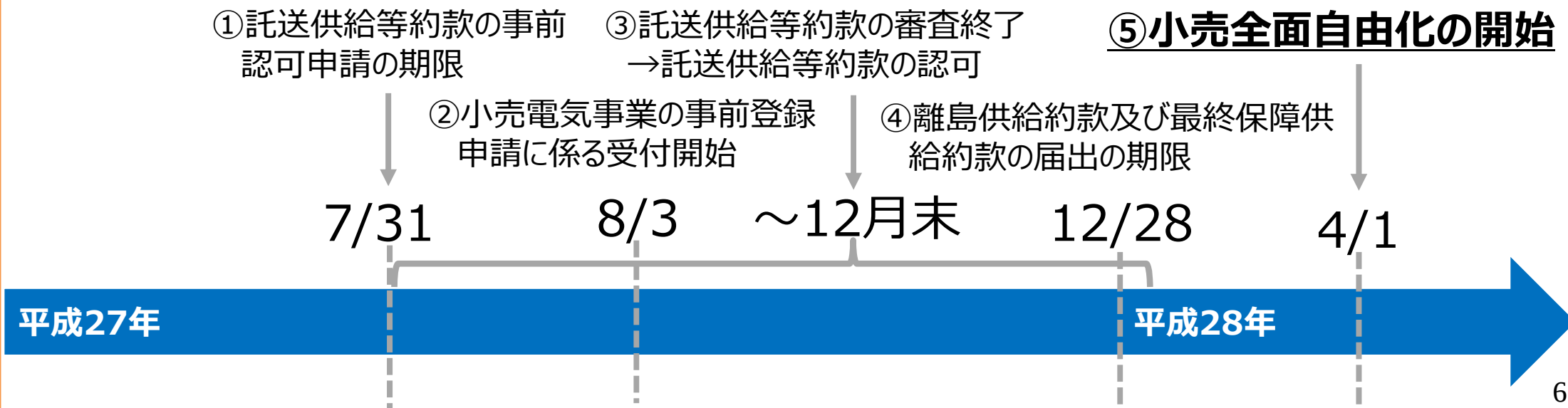
1 小売全面自由化の施行期日等について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

ガスの小売全面自由化の実施スケジュール



<参考> 電気の小売全面自由化の実施スケジュール



1. 小売全面自由化の施行期日等について

2. 託送供給料金の審査の在り方について

3. 事業報酬について

4. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について

5. 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

2① 前回の御指摘事項について

- 前回の本小委員会における御指摘事項に対する事務局の考え方は以下のとおり。

【前回の御指摘事項①】

大手都市ガス会社についてのみ、全ての費目について、個別に審査することはできないのか。

- 
- 託送供給料金の事前認可申請に当たっては、**今後、国は、行政手続法の規定に基づき、託送供給料金がどのような水準のものであれば認可を行うのかという「審査基準（審査要領）」を定めることとなるが、この「審査基準」は、全ての一般ガス事業者にとって公平なものとする必要がある。**
 - この点、**料金審査の方法という根幹部分について、特定の一般ガス事業者に対してのみ厳格な基準を適用することとした場合、公平性を確保することができないことから、今般の事前認可申請に係る託送供給料金の審査に当たっては、同一の「審査基準」により、全ての一般ガス事業者の託送供給料金を審査することとしたい。**

【前回の御指摘事項②】

例えば、労務費についてスクリーニングを設け、労務費が一定水準を下回っている事業者についてのみ、ヤードスティック方式を採用することとしてはどうか。

- 
- 労務費については、一定の単価に人数を乗ずることによって求めることができるが、この**人数を確定するに当たっては、ある職員が導管部門に係る業務に加え、小売部門に係る業務も併せて行っている場合、これらの業務に要する時間等によって導管部門に係る業務に従事する割合を算出する必要がある。**
 - この点、**今般の託送供給料金の事前認可申請を行う100社超の事業者についてこれを行うこととした場合、結果として規制コストを軽減することができず、小売全面自由化を遅滞なく施行するという要請に応えられないおそれがあることから、労務費については今般のヤードスティック方式による料金審査に加え、後述の追加的に講ずる措置により、その効率化を図ることとしたい。**

2① 前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項③】

今回は仮の認可にとどめ、小売全面自由化後に何年かけて、順次、個別に審査を行うことはできないのか。

- 
- 国は改正法の規定に基づき、一般ガス事業者から事前認可申請がなされた託送供給料金を審査し、妥当性が認められた場合には、これを認可することとなるが、**「仮の認可」とか「暫定的な認可」などといったものは法律が想定しているものではない。**
 - また、小売全面自由化後、一般ガス導管事業者が託送供給料金の改定を行うに当たっては、**ガス事業法に規定された手続に従ってこれを行うこととなり、値上げ改定の場合には国に対する認可申請を行うことが必要とされる一方、値下げ改定の場合には国に対する届出をもって足りることとされている。**
 - したがって、一般ガス導管事業者から上記の認可申請や届出があった場合には、国はその託送供給料金の妥当性について確認を行うことが可能となる一方、**国が一般ガス導管事業者に対して、無理矢理、託送供給料金の認可申請を改めて行うことを求め、審査をやり直すなどといったことはできず、事前認可後は、託送供給料金に係る事後規制によってその妥当性を管理していくこととなる。**

2② 託送供給料金の一層の低廉化を図るために追加的に講ずる措置の概要について

- 託送供給料金の審査の在り方については、前回の本小委員会において、減価償却費等の設備投資に関連する費目については個別に審査し、比較査定に適した費目については規制コストを軽減しつつ、多数の事業者を一度に審査することができる「ヤードスティック方式」を採用することを御提案したところ。
- 他方、前回の本小委員会において、**託送供給料金の低廉化の要請に十分に応えられないのではない**かという趣旨の御指摘が複数あったことを踏まえ、前回御提案した審査の在り方は維持しつつ、**追加的に以下の措置を講じることにより、託送供給料金の一層の低廉化を実現すること**としてはどうか。

今般の託送供給料金の事前認可申請時において追加的に講ずる措置の概要

① 平成27年度までの超過利潤累積額に相当する額を託送供給料金原価から控除する

- 託送供給料金に係る現行の事後規制においては、超過利潤累積額が、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合にのみ、料金引下げに係る変更命令が発動されることとされており、そうでない場合には、原則、このような措置がとられることはない。
- 今般の託送供給料金の事前認可申請を行うに当たっては、託送供給料金の一層の低廉化を図る観点から、例外的に、事前認可申請を行う直近年度である平成27年度までの超過利潤累積額に相当する額を、託送供給料金原価から控除させることとする。
(=実質的な効率化目標の設定)

② 需要開発費、寄付金、団体費、交際費等を控除する

- 今般のヤードスティック方式においては、過去の費用トレンドが継続した場合における実績単価と、回帰分析を行うことにより算出した基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の単位当たりの単価）を比較することにより、託送供給料金原価に織り込む費用を算出することとなり、これを算出するに当たっては、行政による監査を受けた過去の託送収支計算書等を用いることとなる。
- この点、低廉な託送供給料金を実現するという観点から、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」等において、原則、値上げ認可申請時には原価への算入が認められないこととされている以下の費用については、実績費用から控除した上で、上記の実績単価等を求めることとする。

(1) 需要開発費 (2) 寄付金 (3) 団体費 (4) 交際費 (5) 政治献金 (6) 書画骨董
(7) 宿泊施設、体育施設その他厚生施設及び文化体育に係る費用 (8) 持ち株奨励金

(注1) 現行の審査要領においては、一定の一般社団法人、事業協同組合等に係る団体費については原価算入が認められていることから、団体費については、その他の団体費を全額控除する。

(注2) 上記(7)の費用の中には運動部員に係る労務費が含まれているところであるが、これを控除するに当たっては、対象人員の勤務実態に応じて控除することとし、控除すべき割合については、勤務実態を精査しつつ、事務局において引き続き検討。また、これらの費用のネットワーク相当分を抽出するための按分比率についても同様。 10

2② 託送供給料金の一層の低廉化を図るために追加的に講ずる措置の概要について

今般の託送供給料金の事前認可申請時において追加的に講ずる措置の概要

③ いわゆる業際費用については、保安や検針に係るものを除き、託送料金原価には含めない

- ・ 開閉栓、受付に係る費用の中には導管部門に係るものも存在するところであるが、これら費用の多くは小売部門に係るものであることから、今般の託送供給料金の事前認可申請を行うに当たっては、例外的に、これらの費用を託送供給料金原価に含めないこととする。
(=小売部門に係る費用が託送供給料金原価に含まれないことを担保)

④ 実績コストの5%カットを限度とした激変緩和措置を見直す

- ・ 比較査定対象ネットワーク費用については、実績コストの5%カットを限度とした激変緩和措置を講ずることを御提案したところであるが、前回の本小委員会における御指摘を踏まえ、電気の小売料金審査及び託送供給料金審査を参考として、8%カットを限度とすることとする。
- ・ 加えて、基準コストが98、実績コストが100の場合には、その平均値である99を適正コストとすることを御提案したところであるが、この場合においても、基準コストである98を適正コストとすることとする。

⑤ 震災後に供給約款料金の認可を受けた事業者も同様の託送供給料金の審査プロセスに乗せることにより、一般ガス事業者全体の効率化を図る

- ・ 第24回の本小委員会（平成27年10月19日）においては、東日本大震災以降、直近の供給約款料金の改定が原価の洗い替えを伴う認可である一般ガス事業者については、今般の託送供給料金の事前認可申請を行うに当たり、原価の洗い替えを求めないことと整理したところ。
- ・ 他方、今般の託送供給料金の審査方法は、規制コストを一定程度軽減したものであることに加え、低廉な託送供給料金の実現を図るという観点からは、上記の事業者も同様の託送供給料金の審査プロセスに乗せることによって、一般ガス事業者全体の効率化を図ることが重要である。
- ・ このため、東日本大震災以降、直近の供給約款料金の改定が原価の洗い替えを伴う認可である一般ガス事業者については、第24回ガスシステム改革小委員会（平成27年10月19日）における委員の御発言も踏まえ、同様の託送供給料金の審査プロセスに乗せることとする。

2② 託送供給料金の一層の低廉化を図るために追加的に講ずる措置の概要について

小売全面自由化後も含めた託送供給料金規制の見直しの概要

① 圧送原価を託送供給料金原価から控除する

- 現在、一般ガス事業者の託送供給料金原価の中には、導管ネットワーク全体の圧力調整を行うための費用である圧送原価が含まれているところであるが、新たな同時同量制度の下では、現在の一般ガス事業者のみならず、新規参入者も導管ネットワーク全体のありべき注入計画を目指してガスを注入することになることから、新規参入者も圧力調整の一翼を担うこととなる。
- このため、現在の一般ガス事業者の製造部門に係る圧送原価のみを、その託送供給料金原価に含める合理性に乏しいことから、今後はこれを控除することとする一方、需給調整に係る費用を新たに託送供給料金原価に算入することとする。

② 事後規制を強化する

- 託送供給料金に係る現行の事後規制の概要は前述のとおりであるが、追加的な措置として、以下の措置を講ずる。
 - ① 超過利潤累積額のうち、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回る額から経営効率化額を控除した額については、託送供給料金の値下げに充てることを義務付けることとする。
 - ② 現行の事後規制においては、毎期の超過利潤額から、導管投資額や経営効率化額等を控除した額を内部留保相当額としており、次回の料金改定時には、この内部留保相当額をレートベースから控除することを義務付けているところであるが、経営効率化額を含めたものを内部留保相当額とすることにより、超過利潤の用途を、導管投資と料金還元に限定することとする。
 - ③ 想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても、正当な理由なく、託送供給料金の値下げ届出がなされない場合には、託送供給料金の値下げに係る変更命令を発動することとする。

2③ 前回の本小委員会において御提案した託送供給料金の審査方法について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 一般ガス導管事業者が託送供給料金を算定するに当たっての原価の範囲は、前頁までに整理したとおりであり、国がこの原価の妥当性を確認するに当たっては、費目ごとに個別に審査することが原則。
- 他方、電気事業と異なり、今般の都市ガスの小売全面自由化に当たっては、**中小事業者を含めた100者超の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる**ところ、国民からの期待も踏まえ、①平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要があることや、②託送供給料金を早期に確定させ、新規参入者の予見可能性を高める観点からは、「低廉な託送供給料金の実現を図りつつ、規制コストを一定程度軽減することができる現実的な査定方法」により、託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査に臨むことが必要であり、この審査の在り方が論点となる。



【論点】

- 今般の都市ガスの小売全面自由化に伴い、100者超の多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる場合における審査の在り方が論点
- これを検討するに当たっては、以下の点に留意することが必要
 - ✓ 低廉な託送供給料金の実現を図ること
 - ✓ 規制コストを一定程度軽減すること

2③ 前回の本小委員会において御提案した託送供給料金の審査方法について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 規制コストを一定程度軽減しつつ、併せて低廉な託送供給料金を実現する観点からは、一定の費目について事業者間で比較査定を行うことにより、経営効率化が進んでいない事業者に対して更なる経営効率化を求める査定方法である「ヤードスティック方式」を採用することが有効である。
- この点、13頁以降の資料のとおり、ガス事業においては、経営効率化が進展している一般ガス事業者が相当程度存在することから、今般の託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査を行うに当たっては、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目以外の費目については、経営効率化が進展している一般ガス事業者と、経営効率化が遅れている他の一般ガス事業者とを比較査定することにより、全ての一般ガス事業者に対して経営効率化を求める審査方法を採用することとしてはどうか。（＝比較査定に適した費目については、規制コストの軽減を図りつつ、多数の事業者を一度に審査することができる「ヤードスティック方式」を採用）
- また、小売全面自由化後も都市ガス導管網の整備を促進する観点からは、減価償却費等の設備投資に関連する費目については、その事業者に見合った適正な設備形成が図られ、かつ、これに無駄がないかどうかを個別に審査することが適当であり、他の事業者との比較査定を行うことにより、原価算入が許容される費用が一律に減額された結果、必要な都市ガス導管網の整備が進まなくなることは適当ではない。（注1）
- このため、こうした費目については、義務的に課される租税課金等の比較査定には適さない費目と同様、個別に審査を行うことにより、経営効率化が進展している一般ガス事業者を含め、個々の事業者に見合った適正な費用が算入されているかどうかを確認することとしてはどうか。（＝比較査定に適さない費目については、個別にその費用の妥当性を審査）（注2）

（次頁に続く）

（注1）電気事業における託送供給等料金に係る審査要領においても、減価償却費等の設備形成に係る費目については、比較査定の対象とはされていない。

（注2）事前認可申請に係る託送供給料金の審査の在り方については、今後、国は、行政手続法の規定に基づき、「審査基準（審査要領）」を定めることとなるが、これは、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者にとって公平なものとする必要があることから、上記の審査方法については、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者に対して適用することとする。

2③ 前回の本小委員会において御提案した託送供給料金の審査方法について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 前頁の審査方法は、同じ期間内に多数の事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされるという特殊性を踏まえた特例的なものであり、小売全面自由化後、一般ガス導管事業者が託送供給料金の値上げをしようとする場合には、こうした特殊性に配慮する必要がないことから、**現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要領」に準じ、各費目を個別に審査**することとなる。また、前頁の方法で審査された場合においても、導管部門に係る利潤が必要以上に積み上がっていないかなど、**事後規制については引き続き厳格に行うことが前提**。
- なお、一般ガス導管事業者の総原価のうち、その妥当性を個別に審査するものと、比較査定を行うものの別については、以下のとおりとなる。

営業費（製造・導管）																	一般管理費	営業外費用	法人税・住民税	事業報酬	控除項目
原材料費	労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	安全周知費	たな卸減耗費					

-  比較査定の対象費用
-  個別査定の対象費用

（注1）比較査定の対象費用については、国が個別にその費用の妥当性を確認するものではなく、あくまで、他の事業者との比較において、当該事業者にとって妥当な水準とされたものである。

（注2）個別査定の対象費用と比較査定の対象費用の割合は、概ね6：4である。

2③ 前回の本小委員会において御提案した託送供給料金の審査方法について

第26回ガスシステム改革小委員会資料 4 より抜粋

- 鉄道運賃の料金制度において採用されているヤードスティック方式と同様、託送供給料金の事前認可申請に係る料金審査においては、認可申請を行う一般ガス事業者のグループ分けを行った上で、以下の方法としてはどうか。
 - ①グループごとに、統計的手法（回帰分析）を用いて各事業者の基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価）を算出。
 - ②上記①の基準単価に、原価算定期間における導管総延長を掛けることにより、基準コスト（他の事業者との比較により、当該事業者が原価算入すべき比較査定対象ネットワーク費用）を算出。
 - ③比較査定対象ネットワーク費用の直近3カ年の実績平均を、期末導管総延長の直近3カ年の実績平均で除することにより、実績単価（当該事業者の過去における比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価）を算出。
 - ④上記③の実績単価に、原価算定期間における導管総延長を掛けることにより、実績コスト（当該事業者の過去における比較査定対象ネットワーク費用の単位当たりの単価が維持された場合におけるコスト）を算出。

（注1） 認可申請を行う一般ガス事業者のグループ分けを行うに当たっては、18頁の現行のヤードスティック的査定におけるグループ分けも参考としつつ、これを行うこととする。また、回帰式については、引き続き事務局において技術的な検討を行う。

（注2） 上記のプロセスを進めるに当たっては、行政による監査を受けた「託送収支計算書」や、一般ガス事業者から国に届け出られた「供給計画」などを用いる。

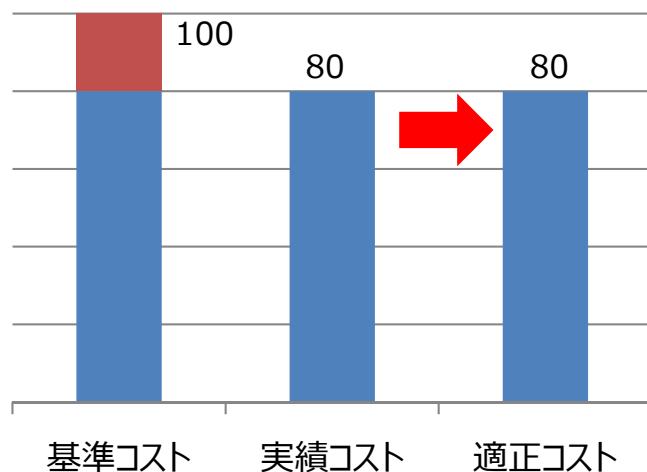
項目	計算方法	数値の例
基準単価Y	事業者ごとに、メーター取付け数などの説明変数を回帰式に代入して算定	1,500（円/km）
基準コスト	基準単価Y×原価算定期間における導管総延長（100km）	150,000（円）
実績単価	比較査定対象ネットワーク費用の直近3カ年の実績平均 ÷ 期末導管総延長の直近3カ年の実績平均	1,400（円/km）
実績コスト	実績単価×原価算定期間における導管総延長（100km）	140,000（円）
適正コスト	基準コスト＞実績コストであるため、実績コストを適正コストとして設定 （詳細は次頁）	140,000（円）

2③ 前回の本小委員会において御提案した託送供給料金の審査方法について

第26回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

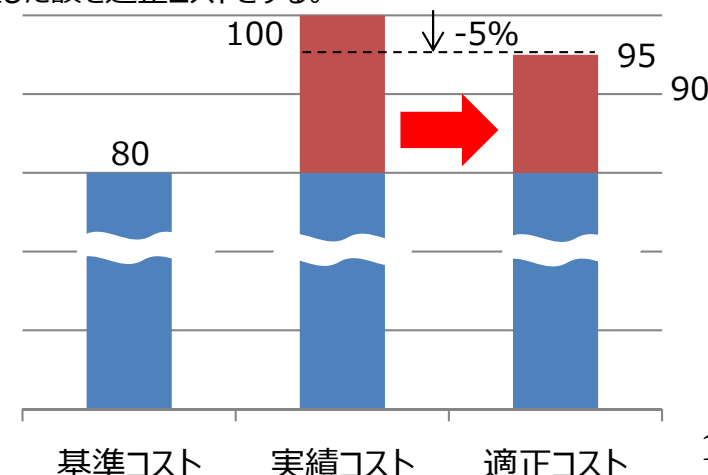
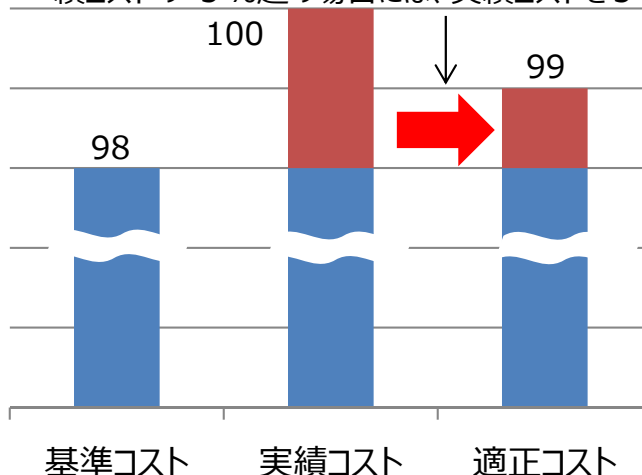
- 次に、前頁で求めた基準コストと実績コストを比較することとなるが、まず、①**基準コストが実績コストを上回る場合**には、低廉な託送供給料金を実現する観点から、**実績コストを適正コスト**としてはどうか。（鉄道運賃の料金制度において認められているような、**実績コストに一定の額を上積みすることは認めない。**）
- また、②**基準コストが実績コストを下回る場合**には、鉄道運賃の料金制度のように、基準コストをそのまま適正コストとして設定することも考えられる一方、一般ガス事業者は引き続き、ガスの安定的な供給を確保する上で重要な役割を担う存在であり、また、都市ガス導管網の整備主体としても重要な役割を果たすことが期待されるところである。
- このため、このような場合には、一般ガス事業者の事業活動に係る激変を緩和する観点から、**基準コストと実績コストの平均を適正コスト**とすることを原則としつつ、**基準コストと実績コストの平均が、実績コストの-5%超である場合には、実績コストを5%減額した額を適正コスト**としてはどうか。
- なお、上記のような激変緩和措置は、バス運賃の料金制度においても採用されていることに加え、**現行のヤードスティック的査定における査定率は、電気事業の場合は最大3%、ガス事業の場合は最大1%であり、また、東日本大震災以降になされた一般電気事業者の小売料金値上げに係る料金審査における比較査定対象ネットワーク費用に相当する費用に係る査定率は平均2.41%**であることから、上記の基準は一般ガス事業者にとって、必ずしも緩やかな基準ではないものと考えられる。

【①基準コストが実績コストを上回る場合】
→実績コストを適正コストとする。



【②基準コストが実績コストを下回る場合】

→基準コストが実績コストの-5%未満の場合には、基準コストと実績コストの平均を適正コストとする。基準コストが実績コストの-5%超の場合には、実績コストを5%減額した額を適正コストとする。



2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

- また、前回のガスシステム改革小委員会における主な御意見は以下のとおり。

第26回ガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

私は到底、賛成しかねます。この案は事実上、査定したふりをするだけで、実際には料金査定、託送料金の査定をしないと言っているのとはほぼ同じだと思います。（中略）ほかの事業者が全て同じように非効率的であれば、ヤードスティックなら査定されないということになるわけだし、例えば労働賃金の単価だとかいうことなら、ほかの事業者もみんな高い単価というのを積んでくれば、これで査定されないということになるわけですから、比較して平均より悪くなければ問題ないというのでは、もうほとんど査定を放棄しているのではないかという気がします。

まず幾つかの項目については個別に審査するということを言っているわけですが、例えば税金について審査すると言われても一体何を審査するのかと。（中略）こんなものほとんど査定のしようがないわけですね。

減価償却費というの、多くの事業者がこれから膨大な投資をしていくというようなことで、その投資料というのを何らかの形で見ていくということなら査定の余地というのはあるかもしれないけれども、ガス業界というのはむしろ投資をしなさ過ぎる。私たちが期待しているところよりも、導管投資、全然してくれないということに苛立っているような産業で、過去の投資量の減価償却費というのが事実上わっと出てくるだけの減価償却の部分、コストとしては大きく占めるんでしょうけど、ここを個別査定するからというので全体の料金を査定したなどというような、ほとんどアリバイ工作に近いようなことしかやっていないという提案なのではないかと思います。

（中略）ここで議論しているのは接続料金なんじゃないですか。接続料金の査定って直近にあったのは電気でしょう。電気でも、小売料金を値上げしなかった北陸電力、中国電力、沖縄電力でも、小売料金自体は査定されなかったけれども、託送料金のところはきちんと査定されたわけですね。何でそれをガス事業者はやらなくてもいいと考えるのかというのは、私は全く理解に苦みます。

22ページのところで、電気のところだって2.41%の査定、これ恐らく小売のことを言っているんだと思うんですが、電気の査定のときにはあらかじめ、例えば賃金の水準はこういう水準しか認められないとか、役員報酬はこれぐらいしか認められないとか、こういう広告宣伝費というのは入れてはいけないとかいうようなことがあらかじめきちんと定まって、事業者はそれに対して対応して下げてきて、それでもなお追加的にこれだけ査定されたということであって、今回のような緩いやり方というのをやるならば、電気に対応すればもうほとんどそういうルールなしに言い値で出てきたというのを、ヤードスティックでほんのわずか査定するというのに対応するものですから、2.41%などというのは全く問題にならないぐらい過小評価だと思います。もともと厳しい基準というのがあって、このようなもの以外に単価の納入を認められないということを言い、それを一定程度守った後での査定だということはきちんと認識していただきたい。

松村委員

2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

(中略) 鉄道で言及されていますが、それでは、とてもわかりやすい労務単価だとかいうのを見れば、都市ガス事業者の大手で入っている労務単価というのと、鉄道の労務単価というのと、あるいは電気事業者で今回、託送料金の査定で入れられた労務単価というのを比べてみて、もし後々、国民が、都市ガス事業者の労務単価が極端に高いというようなことが明らかになったとして、それでもなおかつ十分効率化されているからといって、事実上の審査を放棄するなんていうことをしたとして、本当にこれ国民に対して、あるいはガスの消費者に対して説明できるのでしょうかということとはちゃんと考えていただきたい。

それから、ガスのほうで十分効率化されているという指標を幾つか出されていますが、(中略) この間、ガスは環境対応のために需要が相当増えてきているじゃないですか。そうすると、その効果で特に効率化ということをしなくたって単価は当然下がるんじゃないですか。あるいは、ガス事業というのはかなり前に熱量転換というのをしたでしょう。熱量転換をしたときに、当然、膨大な投資をしたわけですね。その膨大な投資というのは、当然、減価償却費がかさんでくるわけですね。その減価償却費というのはこれだけ時間がたてば当然減ってくるわけですね。そうすると自然体にほっておいたって減ってくるコストというのを捉えて、大きく効率化したと言っているだけなんじゃないですか。

こういうような分析というのは、もちろん今言ったのは、私は決めつけているわけじゃなくて、ちゃんと査定すれば、「いや、そういう要素じゃないんです、本当に効率化したんです」というようなやりとりが当然出てくるでしょう。出てきて実際に認められるかもしれない。認められるかもしれないけど、こんな粗雑な指標で、ノーチェックで本当に通していいんでしょうかということとはちゃんと考える必要があると思います。

実際に100社も出てきたら、実際問題としてやれないじゃないかというのは確かにそうだと思いますが、そうだとすれば一定のスクリーニングというのを設けて2段階にやるとかというような工夫だってあり得ると思います。

2段階でやるというのは、例えば労務単価の水準というのが、あるいは実際に払っている賃金の水準というのが、電力事業者の査定の水準よりも下回っているようなところは、そもそも競争が厳しくて、相当に効率化しているんだろうというようなことで、今回の事務局の提案のような緩いことをやったとしてもそんなひどいことにはならないとか、あるいは織り込まれている役員報酬というのが、電力事業者の査定というのを超えていないようなところはいいんじゃないかとか、あるいは役員の数とかというのが、あるいは執行役員の数、監査役の数とかというのが、社外取締役は当然除くべきだと思いますが、そういうようなものが電力事業で出てきた最も少ない役員数のところよりもさらに少ないとかいうようなところについては、お手盛りでコストをどんどん上積みしているということはないだろうということを見て、そこでスクリーニングして、今回の簡便なようなことに行く事業者と、行かない事業者を分けるとか。

松村委員

2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

あるいはテレビCMのようなところを大量にやっているというところがあったとすれば、それが託送料金のところに大量に入ってくるなんていうことになったら大変ですから、そういうようなことを厳格に見るために、そういうようなコストを一定以下しか使っていないようなところは認めるとか、そういうようなスクリーニングを設けて簡便化するというならわかりますが、100社いて大変だから、全ての会社こういういい加減なやり方で通してしまうなどというのはもう査定の名に値しない。もしこの提案がこのまま通ったとすれば、事実上、ガスは事業者が多過ぎるので査定はもうしませんと言っているのにほぼ等しいという状況になると思います。

(中略) 労務費というのは、労務単価というのはどうあるべきかというか、どういうルールなのかというのは、電気のとくに物すごくはっきり出てきているわけですね。どういう調整をし、どういう算式でやるのか。二村委員もご指摘のとおり、地域性というのも考慮された格好で算式が出ています。そうすると、当然、積み上げるときには何人必要かって出しているわけですから、それにもう既に決まっているその労務単価というのを掛けて出してくるだけのことなので、一体何でこれを加えたら膨大な審査のコストがかかり、リアリティーがなくなるのかというようなことをきちんと説明していく必要があると思います。

委託費に関しても全く同じで、もしこんなことを許してしまったら、それこそネットワーク部門と小売部門でどう配賦すべきかというようなことで、業界全体が、本来はネットワーク部門に入れるべきでないコスト30%をみんな一律に入れていたら、ヤードスティックだったら全然やりようがないじゃないですか。これ、おかしいとかというのは本当に個別に見ていかなければ、電気の事例でも明らかだと思いますが、わからないということはきちんと考える必要があると思います。

ここに出てきているようなものは、査定ということによって本当に効率化していないところは料金を下げるなんていうようなことがとても難しいようなものばかりが並んで、結局コストが稼がれているだけなんじゃないかというようなことに関しては、6だからいいなどというような安直な発想は許されないと思います。

スクリーニングがなぜこのルールからだめなのかというのを、もうちょっとちゃんと言っていただけますか。大手3社と決め打ちするかというのであれば問題があるかもしれないというのは、100%納得はしないけれども、あり得るかもしれないんだけど、一定の基準を設けて、効率化というのがもう明らかに進んでいるというようなことを考えられるところは簡易にするとかというのが、なぜ公平でないのかというのが全くわからないので、その点についてはちゃんと説明をお願いします。

(中略) それから、事後検証というのはもう少し具体的に言っていただけませんか。事後検証ってここに出てるのは、例えば利益が上がり過ぎていたら下げさせるとかいうことなんだろうと思うんですけど、みんな一様にコストを高く積んでいたということであれば、事後的な利益って確かに出てこないということだから、これにひっかからないんでしょうけど、それでオーケーですなどというようなことを私たちは念頭に置いて事前審査と言っているわけじゃないので、何でそれで大体できるのかというのがさっぱりわからない。具体的にどういうことを、もし本当に可能だとお考えなら、どういうことを考えているのかというのを少し教えていただけないでしょうか。

松村委員

2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

託送料金というのは、やはりこれ料金に必ず入ってくるものなので、消費者としてはすごく気になるところで、やっぱり厳正な審査を行っていただきたいというのが基本です。プラス、料金表示の折には、必ず消費者にわかるように託送料金も別表示していただきたいと思っているところなんです。先ほどの松村先生のご意見と重なる部分もあるかと思うんですが、100社が多いというのであれば、せめて15万件以上の需要家数のある9社については、少なくとも各社ごとに見ていただきたいと思いますし、それから多分、自由化が始まって、全ての事業者の託送の申し込みがあるかというのはわからない。

(中略) 必要なところから順番にやっていくということで多分できるのではないかと。逆にもし託送料金の計算がきちんとできていないということであれば、それについては経過措置料金を残すということで対処できるのではないかなと思っています。

それからもう一つ、やはり一番気になったのが、22ページのヤードスティック方式を取り入れた際の査定なんですけれども、基準コストが実績コストを上回る場合は、実績コストが適正コストであるとするのに対して、高かった場合に－5%でそれを適正とするというのは、消費者の側から見たらこれは納得いかないもので、やはりそういうときこそきちんと個別に査定をする必要があるのではないかなというふうに思います。

大石委員

導管部門というのは、地域独占を認めるということとの関係で、託送料金は総括原価方式で厳しく査定するというのが大原則だと思っています。消費者にとってもできるだけ低廉な託送料金とすることで全体の料金を下げるという意味があるということは、今、大石さんからご発言がありました。

それから新規参入事業者との関係では、競争を促進することによって全体の料金の引き下げにつながるという点も期待されますので、大変重要だと思っています。

導管部門の法的分離は当面行われなくても、競争の中立性を確保するとともに導管部門の効率性を高めるためにも、託送料金の審査は厳しく行っていただきたいと思っています。これまでどおり、あるいは電気事業並みに厳しく査定をして、経営効率化を促し、託送料金を最大下げて競争を促し、全体の料金低下にもつながるというのが本筋だと思っています。

一方で、対象となる事業者が100社以上あるということで、全部一度には無理である、ということについては理解しますが、一方で、先ほどスクリーニングというご発言ありましたが、1年目の個別審査は一定規模以上の会社について行って、残りは一旦、今ご提案の方式、あるいはもう少し改善した方式で簡易にするにしても、何年かけて順次審査を行うというふうなことをぜひ考えていただきたいと思っています。つまり全社について一回は個別審査を行うべきだということです。

先ほど松村先生から電力会社のお話がありましたが、私も消費者団体も託送料金の検討の委員会など傍聴しております。そこでは、値上げをしていない電力会社についても厳しい個別の審査というのが行われているというふうに理解をしています。それに対して、都市ガスは数が多いので全面的に原則を緩めてスタートするというのでは、やはり本来の趣旨には合わないと思います。

二村委員

2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

ヤードスティック査定というのが十分でないというお話、松村先生からご指摘がありましたが、この方式では業界内での比較し
かできないと思いますので、全体が効率的でない場合については十分ではないと思います。

労務費ですとか、委託作業費とか、一般管理費とかについては、特に、各社の個別の状況をきちんと見る必要があると思
います。人件費などについていえば、業界もあるでしょうけれども、地元の平均的な水準というのも意識するとか、そういったことも必
要だと思っています。ネットワーク部門の託送料金は、自由化の一番大事な部分だと思いますので、個別審査の原則というの
を崩さないでいただきたいと思います。

二村委員

今般の特別なスピード感が求められるという審査方式でありますので、事務局提案のヤードスティック方式はあくまでもワン
ショットという判断だと理解いたしました。

15万件以上の9社に限ってはとか、まずはスクリーニングをしてはということなんですけれども、このスピード感ということからして
も非常に理解できる場所なんです。心配なのは、資料4の11ページの注2なんですけれども、「国は、行政手続法の規制
に基づき、審査基準（審査要領）を定めることとなるが、これは、事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者にとって公平な
ものとする必要がある」ということでありまして、15万件以上の9社とか、スクリーニングといった手法が、この部分について大丈夫
かということとはございます。

草薙委員

この託送料金というのは極めて重要だということは間違いないと思っていまして、ただ、リアリティーの観点で少し考えてみますと、
やはり206社ありますし、それも大きなものから小さなところまでありますし。

この12ページをよく読んでみますと、個別査定の対象費用というのが黄色であらわされていまして、ブルーが比較査定の対象
費用になっていまして、おおむねこれが6対4だと。ということは、6に関しては全て積み上げで、一個一個個別に審査をしてい
くということで。あとの4割がどのくらいばらつきがあるのか。これによってヤードスティックを採用する正当性というのも出てくるんだと
思っていまして。

柏木委員

そういう意味では、現状やはり来年、例えば自由化ということになりますと、託送料金をきちっと決めなきゃいけませんし、そうい
う意味ではスターティングとしてはこういう方向でまず行って、それで徐々にヤードスティックの中に入っている項目の精査を少しづ
つ始めて、料金の高い偏差の大きなところから始めていくということをしないとリアリティーに欠けるんじゃないかと思っていまして。

我々考えているのは、もちろん理想はわかるし、現状があって、その中のリアリティーをどこに置くかということを考えると、一応この
6：4というところが非常に微妙なところで、4割のところだけをヤードスティックで行くということに関しては、最初のスターティング
としてはある意味を持ってくるんじゃないかというふうに思いました。

2④ 前回の本小委員会における議論の概要について

これまでのガスシステム改革小委員会における主な御意見

委員の御意見

審査のあり方については事務局でご検討いただければと思うのですが、公正な競争環境を整備するという観点からしますと、小売部門で、本来、配賦すべきコストと、それから導管部門で配賦すべきコストとはきっちり分けて審査をしていただきたいと考えております。

池田委員

仮に22ページ目のヤードスティック方式を入れた場合なんですけれども、私はちょっと疑問に思いますのは、この5%という線引きが果たしてどういう理屈から来るものなのかというのが少し気になります。一つ質問があって、現行のヤードスティックの場合には、電気事業は最大3、ガス事業の場合は最大1、そして比較査定対象ネットワーク費用に係る査定率は、電気事業ですね、平均2.41とかあったんですけれども、その上の数字と下の数字というのは、下の数字は多分結果としてだと思うんですけれども、上の数字というのは、3とか1というのはどういう、何て言いますか、キャップが決まったものなのか、そうじゃないのかというのをちょっと伺いたいというのがまず1点です。

引頭委員

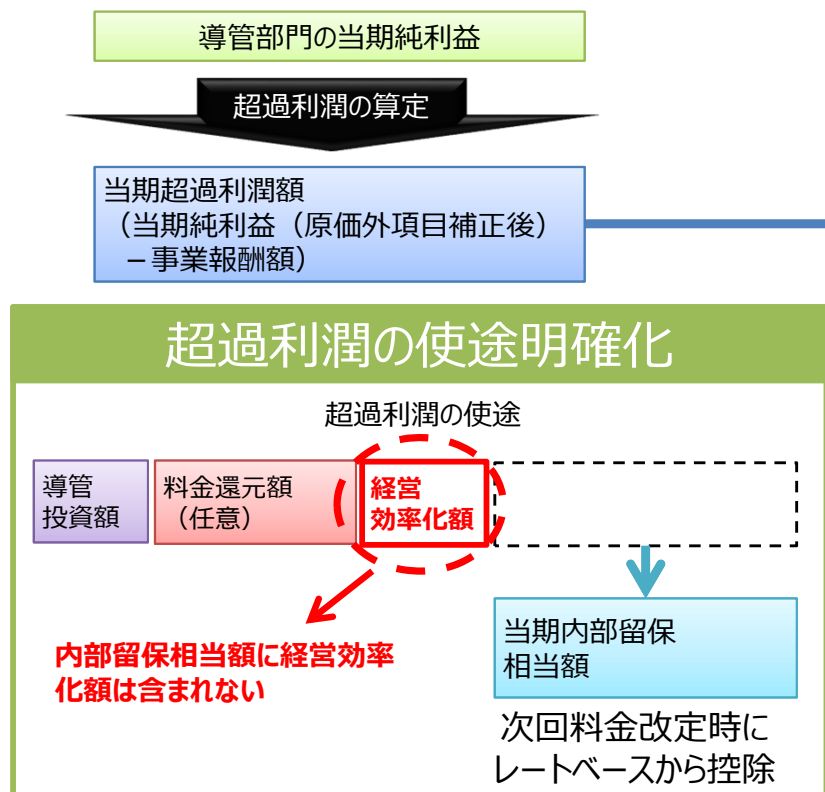
2点目が、5の数字が、本当に何て言いますか、全体の費用ばらつきを考えたときに、5で切ることがいいのか、もしかしたら7かもしれないし、10かもしれないし、2かもしれないし、ちょっとわからないんですね。全体の費用がどうなっているか。

ただ、もちろん全体が非効率だった場合には、そのばらつきを見ても意味がないというのはもちろんそうではあるんですけれども、その限界は理解した上でも、どういう100社のばらつきぐあいになっているのかというのがちょっとわからないと数字が出ないんじゃないかなという疑問がありますということです。

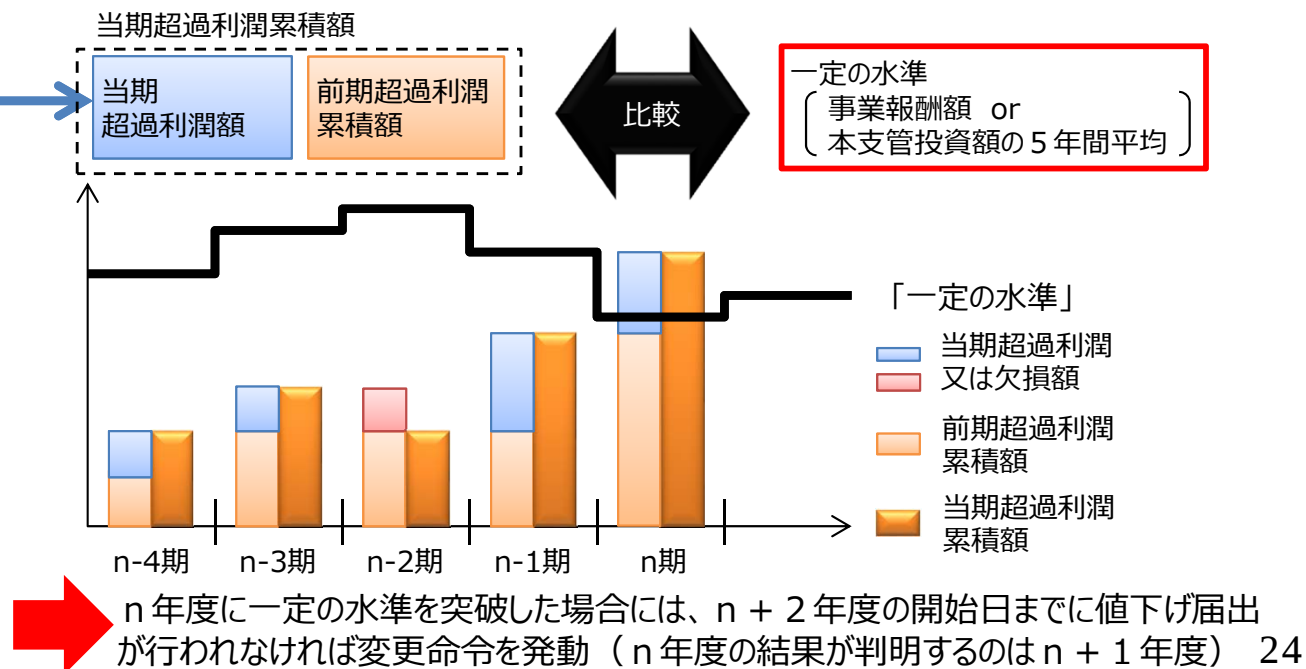
2⑤ 託送供給料金原価からの超過利潤累積額の控除について

- 託送供給料金に係る現行の事後規制においては、毎期生ずる可能性のある超過利潤を超過利潤累積額として管理した上で、この**超過利潤累積額が、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合において、当該一般ガス事業者が、この要件に該当することとなった年度の次々年度の開始日までに値下げ届出を行わなかった場合には、国が料金引下げに係る変更命令を発動することとされている。**
- 一般ガス事業者が今般の託送供給料金の事前認可申請を行うに当たっては、その一層の低廉化を図る観点から、上記の要件に該当しない場合においても、例外的に、**事前認可申請を行う直近年度である平成27年度までの超過利潤累積額に相当する額を託送供給料金原価から控除させることとする。**
- これにより、**超過利潤累積額に相当する額の経営効率化目標が強制的に設定されることとなる。**

現行の事後規制の概要



変更命令発動の検討



2⑥ いわゆる業際費用の取扱いについて

- 今般のヤードスティック方式においては、過去の費用トレンドが継続した場合における実績単価と、回帰分析を行うことにより算出した基準単価（他の事業者との比較により、妥当とされる当該事業者の単位当たりの単価）を比較することにより、託送供給料金原価に織り込む費用を算出することとなるが、**実績単価や基準単価を求めるに当たっては、行政による監査を受けた過去の託送収支計算書等を用いることとなる。**
- 他方、例えば、小売全面自由化後は、内管漏えい検査等の保安業務は一般ガス導管事業者が担うこととされており、これに係る費用については託送供給料金原価に含めることが適当である一方、現行制度下においては、これに係る費用は小売部門に係る原価と整理されているなど、**小売全面自由化前後で導管部門に係る原価の範囲が異なる。**
- このため、上記の実績単価や基準単価を算出するに当たっては、**現在は小売部門に係る原価と整理されている保安に係る費用の一部を抽出してきたり、現在は導管部門に係る原価と整理されている検針に係る費用の一部（ex.検針票投函に係る費用）を控除することなどが必要となる**ところ、**今般の事前認可申請に係る託送供給料金原価に、小売部門に係る費用を一切含めないことを担保する観点から、以下の措置を講ずる。**

いわゆる業際費用について講ずる措置

① 開閉栓・受付関係

- 開閉栓、受付に係る費用については、厳密には、導管部門に係るものも含まれるところではあるが、これらの費用の多くは小売部門に係るものであることから、今般の託送供給料金の事前認可申請を行うに当たっては、例外的に、これらの費用の全額を小売部門に寄せることとし、託送供給料金原価には含めない。

② 検針関係

- 検針に係る費用については、現行制度下においては全額導管部門に係る原価として整理されているところであるが、検針票の投函に係る費用は小売部門に係る原価であることから、検針原価からこれを控除したものを託送供給料金原価に算入する。
- 具体的には、検針に係る費用の中には、指示数の確認等に係るものと検針票の投函に係るものが存在するところ、検針に係る費用をこれらに要する時間で按分することにより（事業者が用いるべき按分比率については、検針業務の実態を踏まえ、事務局において引き続き検討。）、指示数の確認等に係る費用のみを、託送供給料金原価に算入することとする。

③ 保安関係

- 次々頁の考え方に従い、緊急保安と内管漏えい検査に係る費用のみを、託送供給料金原価に算入することとする。

2⑥ いわゆる業際費用の取扱いについて

小売全面自由化前後の原価区分のイメージ

業務	業務の具体的内容	現行の原価区分		小売全面自由化後の原価区分		事前認可申請時の原価区分	
		小売	導管	小売	導管	小売	導管
検針	検読・指示数確認		○	○	○ (注1)	○	○ (注1)
集金	料金算定		○	○		○	
	料金請求・収納		○	○		○	
	料金督促		○	○		○	
保安	内管漏洩検査	○			○		○
	消費機器保安調査・周知	○		○		○	
	緊急保安	○			○		○
開閉栓	物理的な開閉栓作業	○		○		○	
	検読・指示数確認	○			○	○ (注2)	
	内管漏洩検査	○			○	○ (注2)	
	消費機器保安調査・周知	○		○		○	
	料金・サービスの説明	○		○		○	
受付	検針の受付・問合せ	○			○	○ (注2)	
	定保・開閉栓の受付・問合せ	○		○	○	○ (注2)	
	料金の問合せ	○		○		○	
	機器の問合せ	○		○		○	

(注1) 検針票の投函に係る費用については、導管部門に係る原価には含めない。

(注2) 黄色に着色した費用は、厳密には、導管部門に係る原価として整理すべき費用が含まれているものの、事前認可申請時に限り、託送供給料金原価には算入しない。

2⑥ いわゆる業際費用の取扱いについて

緊急保安・内管漏えい検査に係る費用の抽出のイメージ

【ステップ1】

- 「需要家共通費」の中には「需要開発費」が含まれていることから、まず、「需要家共通費」から「需要開発費」を全額控除。

【ステップ2】

- 「需要家共通費」から「需要開発費」を全額控除したものを、直近の料金改定時の「巡回保安原価」と「需要家サービス原価」の比率で按分することにより、「需要家共通費」の中の「巡回保安費用」を抽出。

【ステップ3】

- ステップ2で抽出した「巡回保安費用」を、「緊急保安」と「内管漏えい検査・消費機器調査」の延べ作業時間比率で按分することにより、「緊急保安」に係る費用と「内管漏えい検査・消費機器調査」に係る費用を算定。

【ステップ4】

- 最後に、「内管漏えい検査・消費機器調査」に係る費用を、延べ作業時間比率で按分することにより、「内管漏えい検査」に係る費用を抽出。

(注1) 需要開発費の中には、保安水準の向上を目的とした研修等に係る費用などといった導管部門に係る原価に含めるべき費用が含まれているものの、事前認可申請時に限り、例外的に、これらの費用を託送供給料金原価に算入しないこととする。

(注2) 事業者が用いるべき延べ作業時間比率については、業務の実態を踏まえ、事務局において引き続き検討。

● 現行の原価区分

		小売	導管
検針	(指示数確認)		
	(検針票投函)		
集金			
需要家共通	(緊急保安)		
	(定保・内管漏えい検査)		
	(定保・消費機器調査)		
	(その他)		
業務用関連			

● 事前認可申請時の原価区分

			小売	導管
検針		(指示数確認)		
		(検針票投函)		
集金				
需要家共通	巡回保安	(緊急保安)		
		(定保・内管漏えい検査)		
		(定保・消費機器調査)		
	需要家サービス	(その他)		
業務用関連				

(需要家共通費用の按分)

【ステップ1】

需要家共通費用から
需要開発費を控除したもの

【ステップ2】 ↓

巡回保安費用

需要家サービス費用

【ステップ3】 ↓

緊急保安 定期保安

需要家サービス費用

【ステップ4】 ↓

緊急保安 内管保安 機器保安

需要家サービス費用

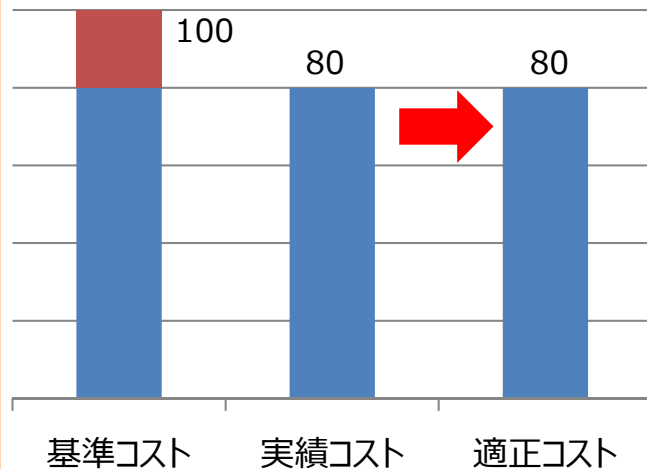
2⑦ 激変緩和措置の見直しについて

- 前回の本小委員会においては、ヤードスティック方式による料金審査の対象となるネットワーク費用について、基準コストが実績コストの－5%超の場合には、一般ガス事業者の事業活動に係る激変を緩和する観点から、実績コストを5%減額した額を適正コストとすることを御提案したところ。
- このような制度を採用することを考えた理由は、東日本大震災以降、一般電気事業者各社からなされた小売料金の値上げ認可申請における営業費削減率の平均値は2.41%であったため（注）、5%の減額であっても、相当程度の効率化が図られることが想定されたからである。
- 他方、次頁のとおり、**仮に、一般電気事業者各社が、審査要領に従う形で自主的な営業費の削減を行わなかった場合における営業費削減率を改めて計算したところ、7%～8%程度の削減率となっていた。**このため、**基準コストが実績コストの－8%超の場合には、実績コストを8%減額した額を適正コストとすることとしたい。**
- 加えて、前回の本小委員会においては、**基準コストが実績コストを上回る場合には、原則として、これらの平均値を適正コストとすることを御提案したところであるが、低廉な託送供給料金を実現する観点から、こうした仕組みは採用しないこととしたい。**

（注）2.41%は、比較査定対象ネットワーク費用に相当する費用に係る削減率。

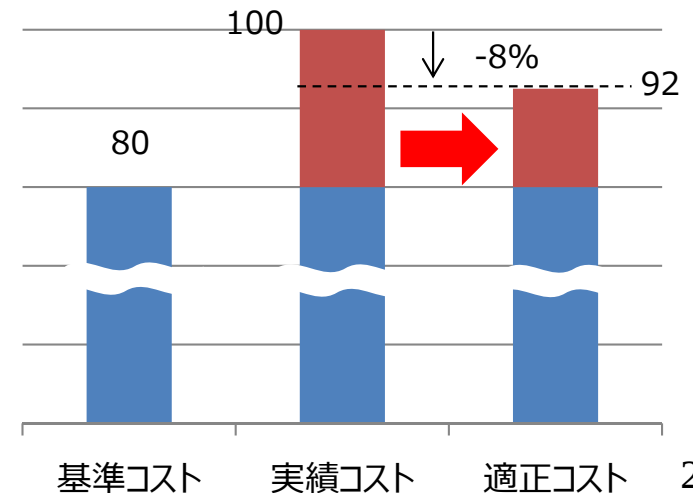
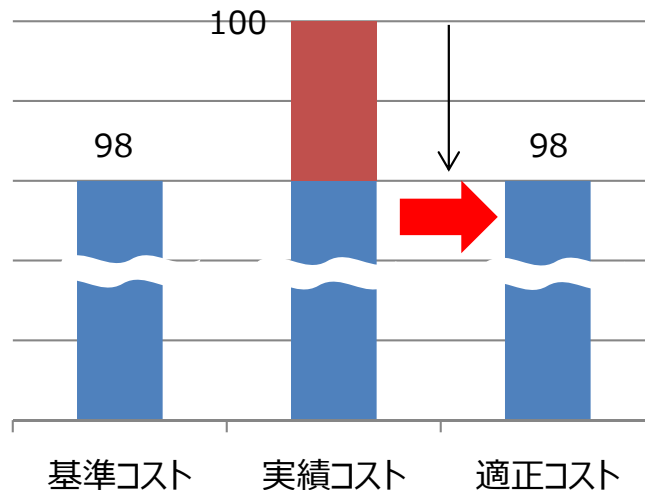
追加的に講ずる措置の概要

【基準コストが実績コストを上回る場合】
→実績コストを適正コストとする。



【基準コストが実績コストを下回る場合】

→基準コストが実績コストの－8%未満の場合には、基準コストを適正コストとする。基準コストが実績コストの－8%超の場合には、実績コストを8%減額した額を適正コストとする。



2⑦ 激変緩和措置の見直しについて

(参考) 近年の一般電気事業者の小売料金審査における営業費削減率

(単位：百万円)

		東京	関西	九州	東北	四国	北海道	中部	
申請	営業費計	①	②	③ = ① + ②	④	⑤ = ① - ④	⑥ = ⑤ / ①	⑦ = ③ - ④	⑧ = ⑦ / ③
	自主カット分								
	自主カットを行わなかった場合の営業費計								
認可	営業費計	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
査定による削減額		⑤ = ① - ④	⑥ = ② - ③	⑦ = ③ - ④	⑧ = ④ - ⑤	⑨ = ⑤ - ⑥	⑩ = ⑥ - ⑦	⑪ = ⑦ - ⑧	⑫ = ⑧ - ⑨
査定による削減率		⑬ = ⑤ / ①	⑭ = ⑥ / ②	⑮ = ⑦ / ③	⑯ = ⑧ / ④	⑰ = ⑨ / ⑤	⑱ = ⑩ / ⑥	⑲ = ⑪ / ⑦	⑳ = ⑫ / ⑧
自主カットを行わなかった場合の査定による削減額		⑳ = ③ - ④	㉑ = ④ - ⑤	㉒ = ⑤ - ⑥	㉓ = ⑥ - ⑦	㉔ = ⑦ - ⑧	㉕ = ⑧ - ⑨	㉖ = ⑨ - ⑩	㉗ = ⑩ - ⑪
自主カットを行わなかった場合の査定による削減率		㉘ = ㉒ / ③	㉙ = ㉓ / ④	㉚ = ㉔ / ⑤	㉛ = ㉕ / ⑥	㉜ = ㉖ / ⑦	㉝ = ㉗ / ⑧	㉞ = ㉘ / ⑨	㉟ = ㉙ / ⑩

(参考) 近年の一般電気事業者の託送供給料金審査における営業費削減率

(単位：百万円)

		北陸	中国	
申請	営業費計	①	②	③ = ① + ②
	自主カット分			
	自主カットを行わなかった場合の営業費計			
認可	営業費計	④	⑤	⑥ = ④ - ⑤
査定による削減額		⑦ = ① - ④	⑧ = ② - ⑤	⑨ = ③ - ⑥
査定による削減率		⑩ = ⑦ / ①	⑪ = ⑧ / ②	⑫ = ⑨ / ③
自主カットを行わなかった場合の査定による削減額		⑬ = ③ - ⑥	⑭ = ④ - ⑤	⑮ = ⑤ - ⑥
自主カットを行わなかった場合の査定による削減率		⑯ = ⑬ / ③	⑰ = ⑭ / ④	⑱ = ⑮ / ⑤

(注) 沖縄電力に係る自主カットを行わなかった場合の査定における削減率は20.55%であるが、同社は、他の電力9社と異なる方法で調整コストの算定を行ったなどの理由によって削減率が極めて大きいという特殊な事例であるため、比較対象には含めていない。

2⑧ 事後規制の強化について

- 託送供給料金に係る現行の事後規制の概要は前述のとおりであるが、**低廉な託送供給料金を実現する観点から、追加的な措置として、以下の措置を講ずることとする。**

<追加的な措置①>

- 現行の事後規制においては、超過利潤累積額が、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合において、一般ガス事業者が、この要件に該当することとなった年度の次々年度の開始日までに値下げ届出を行わなかった場合には、国が料金引下げに係る変更命令を発動することとされている一方、**料金引下げに還元すべき額については特段の定めがないところ。**
- この点、小売全面自由化後は、**超過利潤累積額のうち、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回る額から経営効率化額を控除した額については、託送供給料金の引下げ原資として還元することを義務付けることとする。**(注1)

<追加的な措置②>

- 現行の事後規制においては、毎期の超過利潤額から、導管投資額や経営効率化額等を控除した額を内部留保相当額としており、次回の料金改定時には、この内部留保相当額をレートベースから控除することを義務付けている。
- 小売全面自由化後は、**経営効率化額を含めたものを内部留保相当額とすることにより、超過利潤の用途を、導管投資と料金還元に限定することとし、次回の料金改定時にレートベースから控除される額を拡充することとする。**

<追加的な措置③>

- 現行の事後規制においては、超過利潤累積額といった利益水準に着目した規制は存在する一方、**原価そのものの適正性を直接的に確認するための規制は導入されていない。**
- この点、実績単価が想定単価よりも低廉である場合においては、当該事業者が託送供給料金の見直しを行った場合には、託送供給料金の引下げが実現する可能性が高い場合も想定されることから、**想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても、事業者が、正当な理由なく、託送供給料金の値下げ届出を行わない場合には、託送供給料金の値下げに係る変更命令を発動することとする。**

(注1) この強制還元措置は直接的に一般ガス導管事業者の収支を悪化させることから、激変緩和措置として、5年を上限とした分割還元も許容することとする。

(注2) これらの措置は、電気事業法における託送供給等料金に係る事後規制においても、既に講じられている、あるいは、講じられることが予定されている措置である。

2⑧ 事後規制の強化について

小売全面自由化後の事後規制の概要

①ストック管理による事後規制

導管部門の当期純利益

超過利潤の算定

当期超過利潤額
(当期純利益(原価外項目補正後)
－事業報酬額)

超過利潤の使途明確化

超過利潤の使途

導管
投資額

料金還元額
(任意・強制)

経営
効率化額

内部留保相当額に経営
効率化額を含める

当期内部留保
相当額

次回料金改定時に
レートベースから控除

変更命令発動の検討

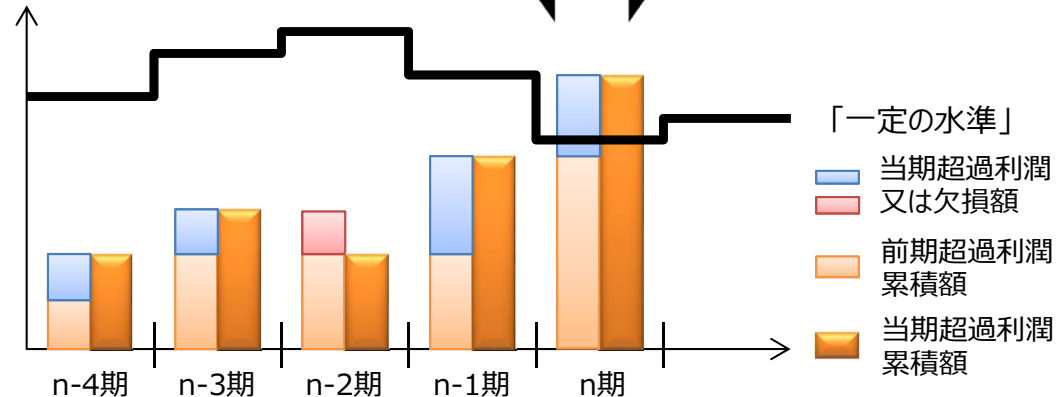
当期超過利潤累積額

当期
超過利潤額

前期超過利潤
累積額

比較

一定の水準
〔事業報酬額 or
本支管投資額の5年間平均〕



➡ n年度に一定の水準を突破した場合には、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動（n年度の結果が判明するのはn + 1年度）
また、値下げ届出を行うに当たっては、超過利潤累積額のうち、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回る額（経営効率化額に相当する額を除く。）を引下げ原資として還元することを義務付ける。なお、5年を上限とした分割還元も許容。

②乖離率の管理による事後規制

(注) 具体的な乖離率など、詳細については引き続き検討。

<STEP 1>

乖離率の
確認

想定単価と実績単価
を比較した乖離率を確
認し、これが一定の比
率を超えている場合に
はSTEP2へ

<STEP 2>

事業者による説明

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP3へ

<STEP 3>

値下げ
要請

一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動

変更認可申請
命令の発動

1. 小売全面自由化の施行期日等について

2. 託送供給料金の審査の在り方について

3. 事業報酬について

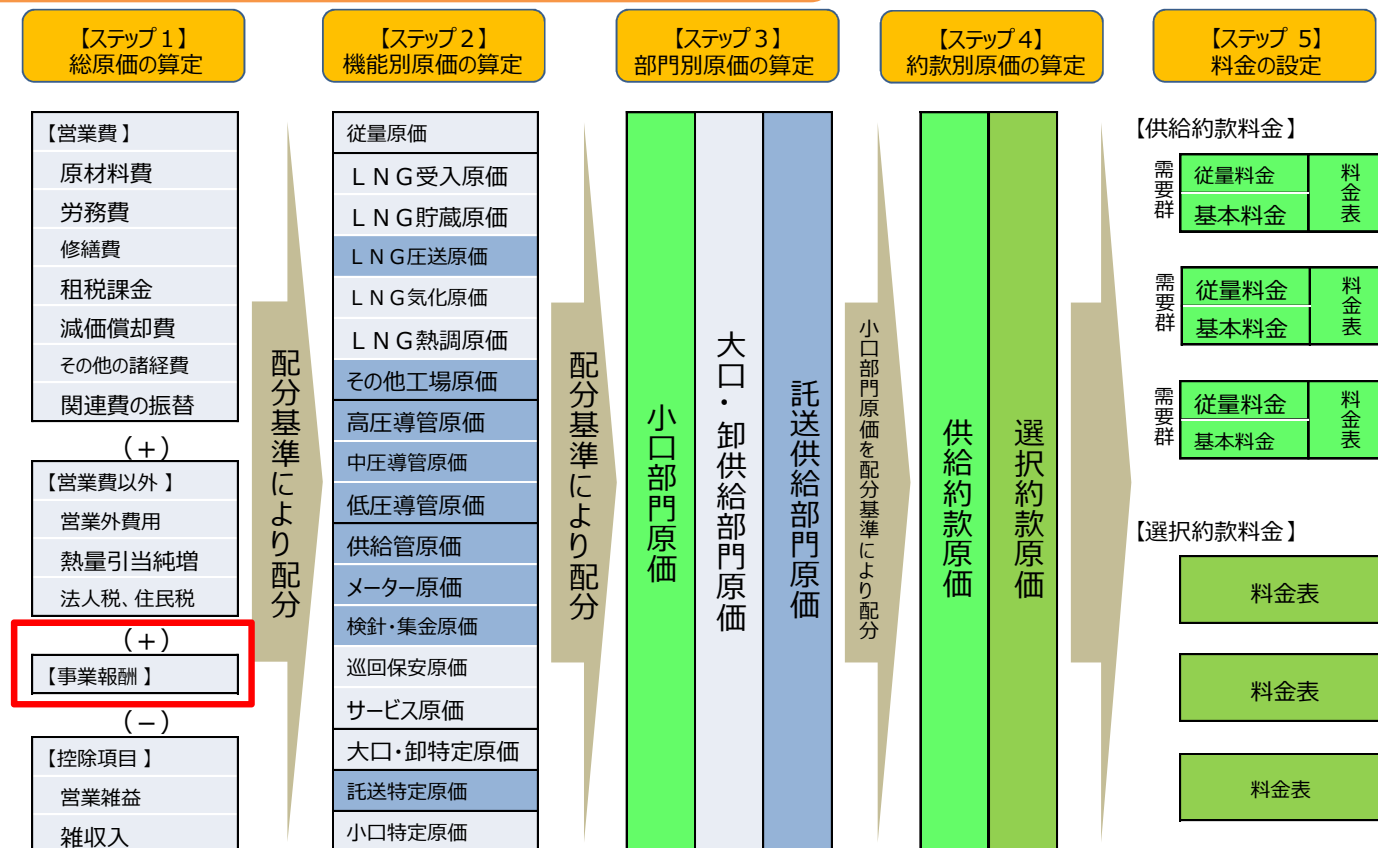
4. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について

5. 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

3 ① 現行制度下における事業報酬について

- 現行制度下における一般ガス事業者は、いわゆる総括原価方式により一般ガス事業全体に係る総原価を算定しているところ、この総原価の中には、資金調達コストを賄うための「適正な利潤」たる「事業報酬」を算入することが認められている。
- 今般の小売全面自由化の実施に伴い、現行の一般ガス事業者の導管部門は、原則として、一般ガス導管事業者として位置付けられることとなり、一般ガス事業者は、小売全面自由化の施行前に、託送供給料金の事前認可申請を行う必要があるが、電気における託送供給等約款料金の事業報酬については、原子力リスクを踏まえた所要の見直しが行われているところ、一般ガス事業者が託送供給料金の事前認可申請を行うに当たっての事業報酬に係る考え方を整理する必要がある。

現行制度下における供給約款料金の算定イメージ



3 ① 現行制度下における事業報酬について

＜参考＞事業報酬とは

- 事業を継続的に実施するためには、営業費を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要があり、この**資金調達に要するコストが「資本コスト」**である。一般ガス事業においては、ガス製造設備、本支管、供給管等の設備の形成に当たって多額の資金が必要となるが、**一般ガス事業者は、この資金（資本）に係る「資本コスト」を適切にガス料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じ、その事業を継続することができなくなるリスクがある。**
- この点、一般ガス事業者は、①株式の発行等による調達（自己資本）、②銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）のいずれかの手段により資金調達を行うこととなるが、**株主にとっては自己資本利益率（自己資本コスト）以上の投資収益率が、銀行や社債等の債権者にとっては負債利子率（他人資本コスト）以上の投資収益率が見込まれれば、一般ガス事業者は円滑に資金調達を行うことが可能**となるため、ガス事業法においては、これらの投資収益率に相当する額を「適正な利潤」（事業報酬）として、ガス料金による回収を認めている。
- また、事業報酬の算定に当たっては、「**ガスの製造及び供給のため投下された有効かつ適正な投資額（＝レートベース）**」に、一定の報酬率（事業報酬率）を乗じて事業報酬額を得るという方式が採用されており、現行制度下においては、①**固定資産投資額**、②**運転資本（営業費、原材料等）**、③**繰延資産の残高を合計した額がレートベース**であるとされている。

【参考】改正後のガス事業法における規定

（託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～六 （略）

5～12 （略）

3 ① 現行制度下における事業報酬について

- 現行制度下における事業報酬については、以下の図のとおり、「レートベース」に「事業報酬率」を乗じて算出されているところ、**この事業報酬率は、株主や債権者が一般ガス事業に期待するリターンを適切に反映する観点から、①自己資本コスト（自己資本報酬率）と他人資本コスト（他人資本報酬率）を一般ガス事業者としてのあるべき自己資本比率に基づいて加重平均した値**（注1）であることとされている。
- また、**②自己資本報酬率については、株式市場における一般ガス事業のリスク（β値）**（注2）を踏まえた期待収益率が、**③他人資本報酬率については、直近1年間の大手3社の平均有利子負債利率**が採用されているところである。

（注1）一般ガス事業供給約款料金算定規則（省令）においては、①については、自己資本報酬率と他人資本報酬率を35:65で加重平均することとされている。
 （注2）全産業株価（TOPIX銘柄）に対する一般ガス事業者の株価の感応度（一般ガス事業の事業経営リスク）であり、市場全体の株式価格が1%上昇する場合の一般ガス事業者の株式の平均上昇率をいう。省令においては、機関投資家等が投資基準として採用しているβ値の採録期間等に鑑み、大手3社の平均β値を直近7年間で単純平均することとしている。

事業報酬

= 事業を実施するための資本(自己・他人)の調達・維持に必要な費用

固定資産 設備勘定（有形）

土地
建物
構築物
機械装置
導管
ガスメーター
車両運搬具
工具器具備品

建設仮勘定
無形固定資産
長期前払費用

運転資本 営業費等（控除項目を除く）

原材料費
労務費
諸経費
減価償却費
営業外費用

製品、原材料及び貯蔵品

製品（ガス）
原材料
貯蔵品

繰延資産

レートベース

= 能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値

事業報酬率

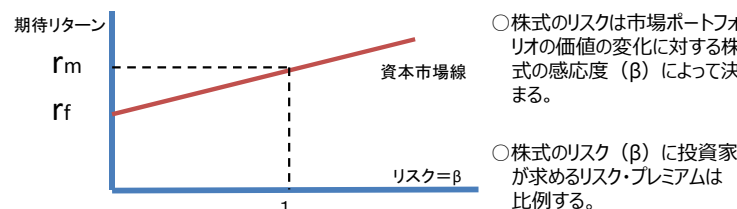
= 株主や債権者が期待するリターン（資本コスト）

① 自己資本報酬率と他人資本報酬率を、一般ガス事業者としてあるべき自己資本比率である35:65で加重平均

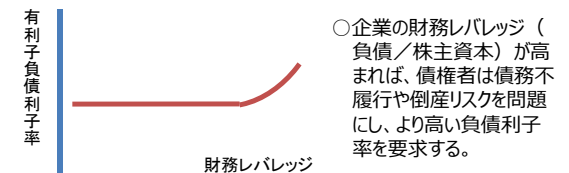
$$\text{事業報酬率} = \left[\text{自己資本報酬率} \times 35\% \right] + \left[\text{他人資本報酬率} \times 65\% \right]$$

② $(1-\beta) \times \text{公社債利回り実績値} \times \beta \times \text{全産業（一般ガス事業を除く）の自己資本利益率}$
 β : 企業リスク（株式市場の株価平均が1単位変動する際の個別企業の株価変動感応度）
 ※ 国債（10年）、地方債（10年）、政府保証債（10年）

CAPM: Capital Asset Pricing Modelと資本市場線



③ 大手3社の平均有利子負債利率*
 *有利子負債利率 = 支払利息 ÷ 有利子負債残高（社債 + 長期借入金 + 短期借入金 + CP）



(参考) 現行の一般ガス事業者の事業報酬に係る規定

【参考】一般ガス事業供給約款料金算定規則

(事業報酬の算定)

第六条 **事業者** (新設事業者又は地方公共団体である事業者を除く。) は、事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額以下「事業報酬額」という。)を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、一般ガス事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に規定する方法により算定した値とする。

4～6 (略)

別表第一 第二表

レートベース 様式第 1 第 2 表の設備投資計画等により算定した以下の A から C までの額の合計額とする。

A. 固定資産投資額

原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算した額から、それぞれについて別表第 1 第 1 表に定める方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。

ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガスの販売計画に比し過大な余裕設備は原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。

B. 運転資本

以下の a 及び b の額の合計額とする。

a. 営業費等

原価算定期間中の営業費等から減価償却費 (資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の 1. 5 月分

b. 製品 (ガス)、原材料及び貯蔵品

ア. 製品

原価算定直前 2 年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の売上高÷原価算定直前 2 年間の年平均売上高

(次頁に続く)

(参考) 現行の一般ガス事業者の事業報酬に係る規定

イ. 原材料

原価算定直前 2 年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の消費額÷原価算定直前 2 年間の年平均消費額
(原材料の種類別に計算するものとする。)

ウ. 貯蔵品 (原材料を除く。)

原価算定直前 2 年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の月末平均需要家数÷原価算定直前 2 年間の月末平均需要家数

C. 繰延資産の残高

原価算定期首の繰延資産帳簿価格及び期末の繰延資産予想帳簿価格の平均とする。

事業報酬率 次により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を 35 : 65 で加重平均した率**とする。

A. 自己資本報酬率

一般ガス事業を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率 (以下「**全産業自己資本利益率**」という。) **を上限とし、**
国債、地方債等公社債の利回りの実績値 (以下「**公社債利回り実績値**」という。) **を下限として以下の算式により各年度ごとに**
算定した値の一般ガス事業の経営状況を判断するに適切な年限の平均 (全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下
回る場合には公社債利回り実績値)

自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績値 + β × 全産業自己資本利益率

β値 : ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が 1 % 上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率

β値 = ガス事業の収益率と株式市場の収益率との共分散 ÷ 株式市場の収益率の分散

B. 他人資本報酬率

需要家数 30 万戸以上の事業者にあつては、**需要家数 150 万戸以上の事業者の直近 1 年間の有利子負債の実績額に応**
じて当該有利子負債の実績額に係る実績利子率を加重平均した値 (以下「平均実績有利子負債利子率」という。) (この場合
において、当該事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利子率を当該事業者に適用される普通社債の
利子率に置き換えることとする。)、**需要家数 30 万戸未満の事業者**にあつては、**平均実績有利子負債利子率を社債利子率の**
格付による格差により補正した値とする。

この場合において、事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平
均実績有利子負債利子率及び平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済
産業大臣が別に告示する値とする。

3 ② 現行の一般電気事業者が託送供給等約款料金の事前認可申請を行うに当たっての事業報酬に係る考え方について

- 一般ガス事業と同様、一般電気事業においても、レートベース方式に基づく事業報酬額の算定が行われてきたところであり、 **β 値**については「直近7年間の単純平均」が、他人資本報酬率については「直近1年間の電力10社の平均有利子負債利子率」が採用されてきたところである。
- この点、一般ガス事業者と同様、現行の一般電気事業者は、小売全面自由化の施行前に、託送供給等約款料金の事前認可申請を行う必要があるところ、**東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響を踏まえ、この託送供給等約款料金を算定するに当たっての事業報酬に係る考え方については、以下のとおり整理されたところである。**

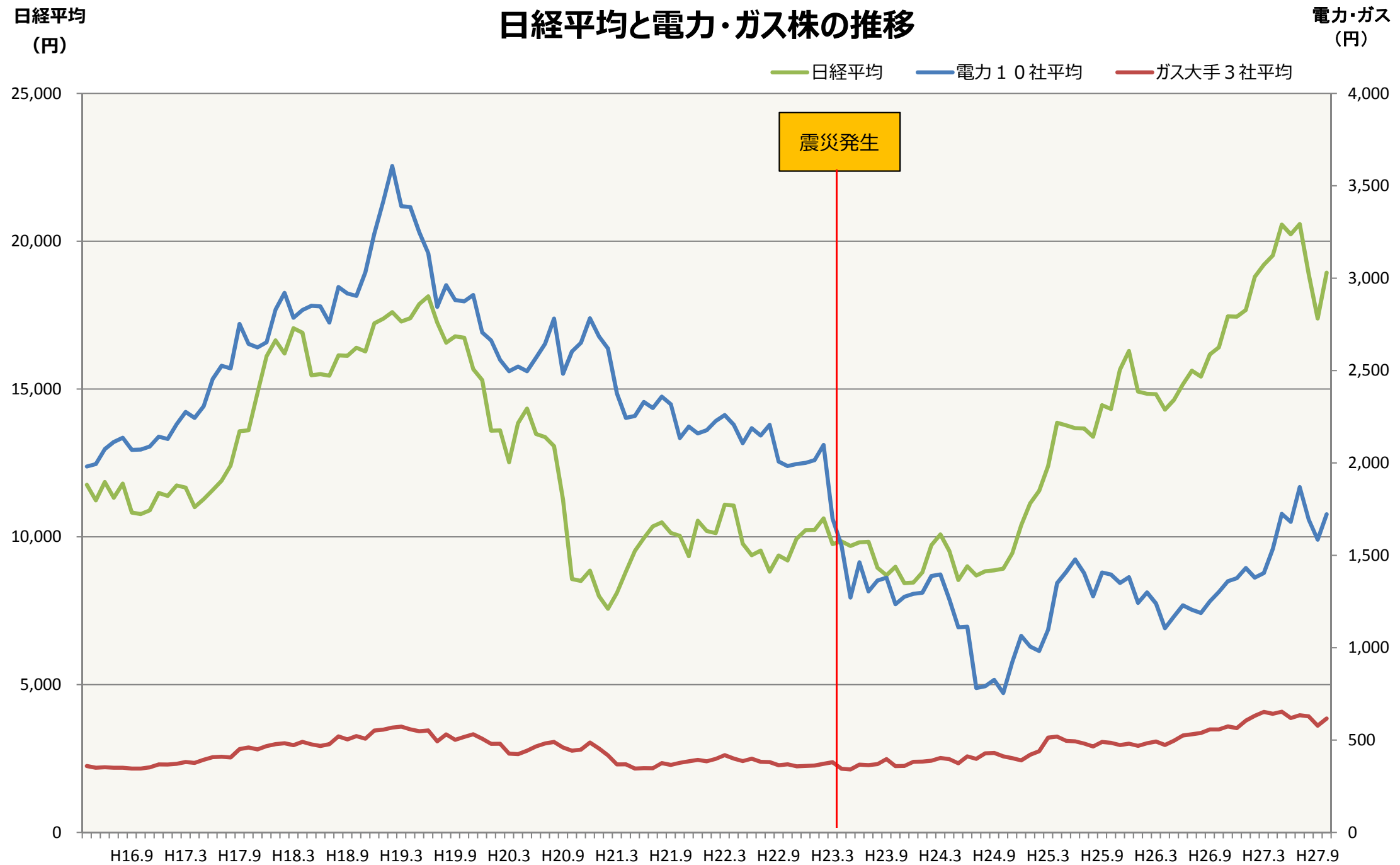
<電気事業における整理>

- ① 自己資本報酬率の算定に用いる **β 値の採録期間**については、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、**原子力リスクが顕在化していない震災前の直近7年間の β 値の平均値**を用いる。
- ② 他人資本報酬率の算定の基礎となる「電力10社の平均有利子負債利子率」は、震災の影響により、その前後で大きく変化していることから、震災による影響の調整を行うため、他人資本報酬率については、**公社債利回りに、震災前の一般電気事業者のリスクプレミアム^(注)を加算して算出**する。なお、採用した値は、以下のとおりである。
 - I 公社債利回り：直近5年間の平均値。
 - II 電力リスクプレミアム：震災前5年間の平均値。

(注) リスクプレミアム：有利子負債利子率－公社債利回り。

(参考) 震災前後における株価の動き

日経平均と電力・ガス株の推移



(参考) 近年の一般電気事業者の有利子負債利子率

第8回制度設計WG資料5 – 1 より抜粋

電力会社名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北海道	1.76	1.72	1.61	1.51	1.45	1.35
東北	2.09	2.23	1.93	1.73	1.60	1.71
東京	1.78	1.72	1.54	1.49	1.48	1.46
中部	2.79	1.46	1.46	1.34	1.33	1.31
北陸	1.70	1.69	2.09	1.57	1.49	1.49
関西	1.74	1.65	1.59	1.45	1.39	1.33
中国	1.79	1.71	1.59	1.52	1.39	1.34
四国	1.63	1.48	1.48	1.45	1.35	1.35
九州	1.71	1.71	1.66	1.49	1.38	1.32
沖縄	1.64	1.60	1.44	1.36	1.36	1.35
10社平均	1.92	1.72	1.61	1.49	1.44	1.42

第8回制度設計WG資料5 – 1 より抜粋

(参考) 現行の供給約款料金及び託送供給約款料金算定における事業報酬の概要

- 一般的に、電気事業に債権者や株主が期待するリターンを適切に算定する観点から、①他人資本（借入）コストと自己資本コストを電気事業者としてあるべき自己資本比率に基づき加重平均し、②他人資本コストは電気事業者平均の有利子負債利率の実績を、③自己資本コストは株式市場における電気事業のリスク（ β ）を踏まえた期待収益率を採用することとしているが、具体的な数字については、認可申請のタイミングで適正性について検証することとなる。
- ※一般電気事業供給約款料金算定規則（省令）においては、①は自己資本報酬率と他人資本報酬率を3：7とすること、②は全電力会社の平均有利子負債利率、③は全産業（全電力除き）の自己資本利益率を上限、公社債利回りの実績値を下限として算定した率とされている。
- この報酬率は電気事業者に共通の方法により設定されるため、各電気事業者においては、これよりも低いコストで資金調達した場合には利益として、内部留保が可能となる効率化インセンティブが働く効果がある。
- なお、一般的には他人資本報酬率に比べ自己資本報酬率が高いが、株式投資のプレミアム（リスク）を反映した結果であり、また、自己資本報酬率を低く設定することは、株主の期待リターンを低下させることになり、株式の発行が困難となるリスクがある。この結果、社債や融資等負債の比率が高まる（財務レバレッジが高まる）と、自己資本比率の低下を招き、電気事業者の事業リスク及び財務リスクが高まることから、金利が上昇するおそれがある。

事業報酬

= 事業を実施するための資本(自己・他人) の調達・維持に必要な費用

レートベース

= 能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値

事業報酬率

= 債権者や株主が期待するリターン（資本コスト）

固定資産	
電気事業固定資産	
水力発電設備	
火力発電設備	
原子力発電設備	
内燃力発電設備	
新エネルギー等発電設備	
送電設備	
変電設備	
配電設備	
業務設備	
その他	
附帯事業固定資産	
事業外固定資産	
固定資産仮勘定	
建設仮勘定	
除却仮勘定	
核燃料	
投資その他の資産	
長期投資	
その他	
流動資産	
現金及び預金	
貯蔵品	
その他	
繰延資産	
合計	

$$\text{事業報酬率} = [\text{自己資本報酬率} \times 30\%] + [\text{他人資本報酬率} \times 70\%]$$

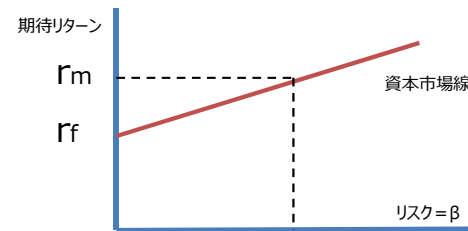
③

公社債利回り実績値 $\times (1 - \beta)$
 + 全産業（全電力除き）の自己資本利益率 $\times \beta$
 β ：企業リスク（株式市場の株価平均が1単位変動する際の個別企業の株価変動感応度）
 ※ 国債（10年）、地方債（10年）、政府保証債（10年）

②

10電力会社の平均有利子負債利率*
 * 有利子負債利率 = 支払利息 ÷ 有利子負債残高（社債 + 長期借入金 + 短期借入金 + CP）

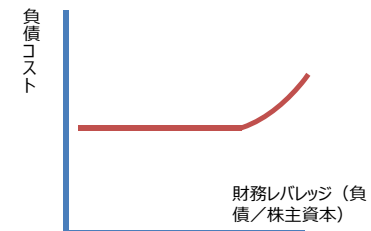
CAPM: Capital Asset Pricing Modelと資本市場線



○株式のリスクは市場ポートフォリオの価値の変化に対する株式の感応度（ β ）によって決まる。

○株式のリスク（ β ）に投資家が求めるリスク・プレミアムは比例する。

資本構成と負債コスト



○企業の財務レバレッジが高まれば、債権者は債務不履行や倒産リスクを問題にし、より高い利率を要求する。

第8回制度設計WG資料5 – 1 より抜粋

小売全面自由化後における託送供給等約款料金の事業報酬について②

2. 事業報酬率を算定する際に用いる自己資本報酬率の採用期間は7年程度（※1）とすると共に、一定期間にわたる「一般電気事業」の事業経営リスク（＝β値※2）は、以下の(1)～(3)を踏まえると、当面の間は、原子力リスクが顕在化していない①震災前直近の7年程度の一般電気事業者のβ値、②部分自由化以前の改定（認可）で用いたβ値、③類似の公益企業のβ値を採用する案が考えられるが、引き続き、地域独占が可能となる一般送配電事業者の性質に鑑み、なるだけ直近の電力会社の経営が安定していた状況に近い値となる①を採用すべきではないか。なお、今後の経済情勢の変化や類似の公益企業の状況等次第では、適宜、見直しの検討を行うこととしてはどうか。

- (1) β値の採録期間の長短が事業報酬率に影響を及ぼすため、事業者等の恣意性を排除した客観的な採録期間を設定することが必要であるが、平成24年度以降における一般電気事業者の料金値上げ審査では震災前後で経営リスクに断絶があると考えられた。
- (2) 上場した会社単位であれば、従来通り株式市場から容易にβ値を採録することができるが、分社化を実施せず社内に送配電部門を設置したり、分社化を実施して非上場の独立した送配電会社を設立した場合には、これらに係るβ値の採録ができない。（ただし、ホールディングス会社が上場すれば、一般電気事業者と同等のレベルでβ値を採録することができる。）

- (3) 一般送配電事業は、引き続き地域独占が残る。

（※1）平成9年11月に資源エネルギー庁が制定した「供給約款料金審査要領」において、自己資本報酬率は、全産業（一般電気事業を除く。）の自己資本利益率を上限とし、公社債の応募者利回り等を下限として適正に算出した率の直近7年間の平均値とする」ことが定められ、平成10年の電気供給約款変更認可に適用されたもの。

（※2）全産業株価（TOPIX銘柄）に対する「電力会社」の株価の感応度（一般電気事業の事業経営リスク）であり、市場全体の株式価格が1%上昇する場合の一般電気事業の株式の平均上昇率をいう。

■ 第3回制度設計WGで行われた事業報酬率に係る議論（概要）

- β値は震災前と震災後では大きく変わっており、その結果として、震災後は震災前のデータを使ったときより事業報酬率が高くなっている。これは資本コストが上がったということで、当然かもしれない。しかし、震災後に大きく変わった部分は主には発電部門のはずで、送配電部門については従来と同じように安定的なものだと思う。つまり、β値の上昇は発電部門はリスクが大きく、高い資本コストが必要であり、送配電部門は、総括原価と地域独占に守られているという性質は今までと変わらないという状況になるため、本来なら従来どおりの低い事業報酬率が正しいはず。規制が託送だけになって、過大な事業報酬率を見込んでいいのかということはきちんと考える必要がある。
- 3. 1 1の後の電力株から算出できるβ値は、明らかに原子力の色々な不安定要素を織り込んで高くなっている。送配電だけを取り出した場合、託送料金がコストベースで算定され、かつ競争がないことを考えると、3. 1 1前の安定的だと市場が認識していた頃の電力株に対する評価を用いることが適切だと思う。もし、現時点で託送料金を算定するときのβ値は何が適切かと言われると、3. 1 1前の電力株の株価動向から算定することが適切ではないかと思う。

第9回制度設計WG資料 5 – 3 より抜粋

他人資本報酬率の算定方法について

他人資本報酬率の算定方法については、公社債利回りに震災前の電力リスクプレミアムを加味して算出することとし、その際、①公社債利回りは、従来の考え方である直近の一般電気事業者 10 社の有利子負債利子率（平成 25 年度：1.42%）との均衡、及び震災後の各社の有利子負債額についても増加している点を考慮し、直近 5 年程度の数値を採用することとしてはどうか。また、②震災前の電力 10 社の有利子負債利子率から公社債利回りを差し引いた乖離値を震災前の電力リスクプレミアムとし、震災による影響を及ぼす直前の平成 22 年度を基点として、採録期間を 1 年、5 年、7 年、10 年などとする案が考えられる。しかし、平成 18 年度以降、リスクプレミアムは同程度かつ低位な水準で推移していることから、原子力リスクが顕在化していない期間として、震災前 5 年程度の数値を採用してはどうか。なお、今後の経済情勢の変化や事業環境の変化等次第では、適宜、見直しの検討を行うこととしてはどうか。

■ 一般電気事業者 10 社の有利子負債利子率、公社債利回りの推移（H12年度～H25年度）

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
電力10社有利子負債利子率(a)	3.60%	3.13%	2.73%	2.42%	2.44%	2.13%	2.06%	1.93%	1.92%	1.72%	1.61%	1.49%	1.44%	1.42%
公社債利回り(b)	1.74%	1.38%	1.18%	1.17%	1.55%	1.43%	1.85%	1.69%	1.55%	1.41%	1.18%	1.08%	0.81%	0.70%
(a)－(b)	1.86%	1.75%	1.55%	1.25%	0.89%	0.70%	0.21%	0.24%	0.37%	0.31%	0.43%	0.41%	0.63%	0.72%

■ 採録期間を 1 年、5 年、7 年、10 年とした場合の他人資本報酬率の算定

②H18～H22平均値

①H21～H25平均値

H21年度～H25年度平均 公社債利回り (c)	1.04% <							
震災前の電力リスクプレミアム (d)	採録期間1年		採録期間5年		採録期間7年		採録期間10年	
	H21	H22	～H21	～H22	～H21	～H22	～H21	～H22
	0.31%	0.43%	0.37%	0.31% <	0.57%	0.45%	0.91%	0.77%
他人資本報酬率 (c) + (d)	1.35%	1.47%	1.41%	1.35%	1.61%	1.49%	1.95%	1.81%

■ 上記による算定の結果（震災前の電力リスクプレミアムの採録期間を 5 年間として算出する場合）

○公社債利回り（平成 21 年度～25 年度実績の平均値）：1.04%

○震災前の電力リスクプレミアム(平成 18 年度～22 年度の「電力 10 社有利子負債利子率－公社債利回り」の平均値)：0.31%

○他人資本報酬率 = 1.04% + 0.31% = 1.35%

3 ③ 現行の一般ガス事業者が託送供給約款料金の事前認可申請を行うに当たっての事業報酬に係る考え方について

- 前述のとおり、現行制度下においては、株式市場における一般ガス事業のリスクである β 値については、機関投資家が投資基準として用いている β 値の採録期間等に鑑み、大手3社の平均 β 値を直近7年間で単純平均し、また、他人資本報酬率については、直近1年間の大手3社の平均有利子負債利子率を採用することとされている。
- この点、現行の一般ガス事業者が託送供給約款料金の事前認可申請を行う際に事業報酬を算定するに当たり、電気事業と同様に、震災による事業リスクの変化等に鑑み、事業報酬に係る考え方を変更する必要があるか否かが論点となるが、以下の理由により、事業報酬に係る考え方については、これまでの考え方を引き続き維持することとしてはどうか。
 - ① 一般ガス事業は、震災前後で、その事業リスクが高まったという訳ではないこと。（一般ガス事業には原子力リスクが存在しない。）
 - ② 大手3社の平均有利子負債利子率は、震災前後で大きく変化している訳ではないこと。
 - ③ 小売全面自由化後の一般ガス導管事業は、地域独占が認められることに加え、総括原価方式による投資回収が保証されているため、その事業リスクは比較的低いと考えられること。

（注）中小ガス事業者等の事業報酬に係る考え方についても、現行制度を維持することとする。

近年の大手3社の有利子負債利子率

ガス会社名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東京	1.94	1.77	1.77	1.74	1.77	1.80
大阪	1.78	1.66	1.62	1.64	1.56	1.57
東邦	1.83	1.76	1.67	1.56	1.34	1.31
3社平均	1.86	1.73	1.69	1.67	1.63	1.65

(参考) 現在の事業報酬率について

現在の都市ガス大手 8 社の事業報酬率

事業報酬率 (需要家数30万戸以上)

		1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	7 年度平均
自己資本報酬率	全産業（ガス除き）平均自己資本利益率	8.75	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	A 3.29
	公社債応募者利回り等	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	
	自己資本報酬率適用率	4.51	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	
他人資本報酬率	平均有利子負債利子率								B 1.65
事業報酬率 (A×35% + B×65%)									2.22

β値 0.4

現在の中小都市ガス会社の事業報酬率

事業報酬率 (需要家数30万戸未満)

		1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	7 年度平均
自己資本報酬率	全産業（ガス除き）平均自己資本利益率	8.75	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	A 3.29
	公社債応募者利回り等	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	
	自己資本報酬率適用率	4.51	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	
他人資本報酬率	平均有利子負債利子率								B 1.84
事業報酬率 (A×35% + B×65%)									2.35

β値 0.4

格付格差 0.19%

(参考) 事業報酬率等の推移について

一般ガス事業者の事業報酬率等の推移（直近9年間）

		平成19年 5月7日 ～ 平成20年 6月17日	平成20年 6月18日 ～ 平成21年 4月21日	平成21年 4月22日 ～ 平成22年 3月31日	平成22年 4月1日 ～ 平成23年 3月31日	平成23年 4月1日 ～ 平成24年 3月31日	平成24年 4月1日 ～ 平成25年 3月31日	平成25年 4月1日 ～ 平成26年 3月31日	平成26年 4月1日 ～ 平成27年 3月31日	平成27年 4月1日 ～
自己資本報酬率		3.26	3.12	3.07	3.77	3.70	3.71	3.56	3.37	<u>3.29</u>
β値		0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	<u>0.4</u>
他人資本報酬率	需要家数30万戸以上の事業者	2.06	2.05	1.88	1.86	1.73	1.69	1.67	1.63	<u>1.65</u>
	需要家数30万戸未満の事業者	2.44	2.34	2.12	2.10	1.98	1.93	1.90	1.85	<u>1.84</u>
事業報酬率	需要家数30万戸以上の事業者	2.48	2.42	2.30	2.53	2.42	2.41	2.33	2.24	<u>2.22</u>
	需要家数30万戸未満の事業者	2.73	2.61	2.45	2.68	2.58	2.55	2.48	2.38	<u>2.35</u>

(参考) 一般電気事業と一般ガス事業の事業報酬に係る考え方の差異について

	一般電気事業	一般ガス事業
自己資本報酬率	β値については、 震災前 7 年間の電力 10 社平均値を単純平均した値 とする。	β値については、大手 3 社の平均β値を 直近 7 年間で単純平均した値 とする。 (現行制度と同様。)
他人資本報酬率	電力リスクプレミアム (震災前 5 年間平均) に、公社債利回り (直近 5 年間平均) を加えたもの とする。	直近 1 年間の大手 3 社の平均有利子負債利子率 を採用する。 (現行制度と同様。)

1. 小売全面自由化の施行期日等について
2. 託送供給料金の審査の在り方について
3. 事業報酬について
4. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について
5. 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

4① 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について

- 小売全面自由化後も引き続き、都市ガス導管網の整備を促進する観点から、第24回・第26回ガスシステム改革小委員会においては、これに資する需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、託送供給料金原価に算入することを認めることとしたところ。
- この点、昨年1月のガスシステム改革小委員会報告書においては、都市ガス導管網の整備を促進するための措置として、上記の論点に加え、**①建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置、②新たに敷設する導管の託送供給料金を他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送供給料金の設定ルールの柔軟化措置、③既存導管を接続する導管の整備に係る費用の一部を、当該導管により裨益するガス導管事業者の託送供給料金で回収する仕組み**が挙げられていることから、これらについても検討を行う必要がある。

報告書における記載

(P20)

⑧導管の整備促進措置の在り方

導管の延伸が小売及び卸の競争の促進や需要家の選択肢拡大、供給体制の強靱性の向上など、ガス事業者や需要家利益の増進に資する場合には、**建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置や、新たに敷設する導管の託送供給料金を他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送供給料金の設定ルールの柔軟化措置**、ガス導管事業者が導管敷設に先立ち、ガス小売事業者に潜在的な利用者の需要調査を依頼する場合、調査費用を託送供給料金で回収できる仕組み等を検討すべきである。また、全体最適的な導管整備方針の策定、ガス導管網整備と天然ガス火力発電所や天然ガスコージェネレーション等、沿線の天然ガス需要増加を一体的に進める方策や、導管敷設（陸上・海底）に係る規制緩和等についても引き続き検討すべきである。

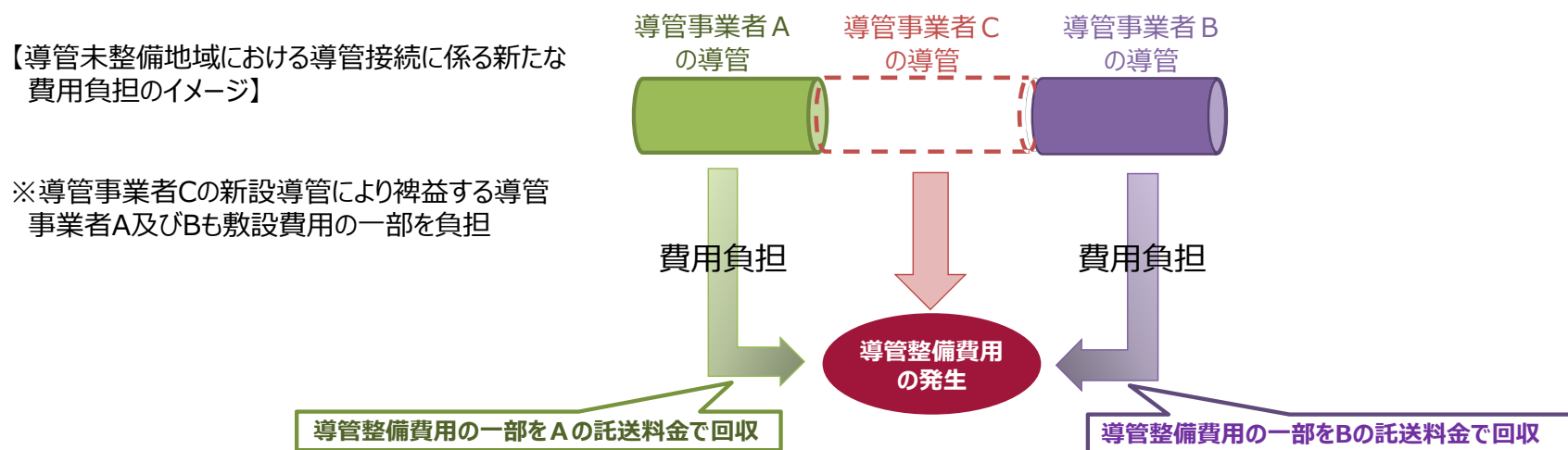
（次頁に続く）

4① 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について

報告書における記載

(P19)

あるガス導管事業者が分断された導管網を接続することにより、分断されていた導管を保有する別のガス導管事業者が裨益する場合に、導管の接続に係る費用負担の在り方をガス導管事業者間で検討した結果、分断されていた導管網を保有する事業者も一部を負担することがありうる。このような場合には、例えば一部費用を負担するガス導管事業者の託送供給料金で回収する仕組みも考えられる。電気事業における地域間連系線の整備の検討も参考にしながら、今後詳細な制度設計を進めるべきである。



4② 高めの事業報酬率を設定できる措置について

- 本論点については、電気事業法における考え方が参考となるが、同法においては、いわゆる地域間連系線の整備を促進するためのインセンティブ措置として、地域間連系線への投資が他の投資案件（発電所投資）と比べて収益性で劣後することのないよう、これに係る事業報酬率については、通常**の事業報酬率の1.5倍の事業報酬率**とすることが認められている。
- ガス事業においては、小売全面自由化後も引き続き、特に、一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管や、一定規模以上の供給能力を有する広域ガスパイプラインの整備を促進していく必要があるところ、これらに係る投資が他の投資案件（LNG基地投資）と比べて収益性で劣後することがないような環境整備を行うことが必要である。
- この点、上記の地域間連系線に係る事業報酬率と同様の考え方に基づいて試算を行ったところ、**上記の導管に係る事業報酬率については、通常**の事業報酬率の1.4倍とすることが適当****（注）と考えられることから、これを採用することとしたい。

（注）上記の導管と一体的に運用される導管を含む。

試算結果

報酬率 倍率	導管投資による 回収額の現在価値	LNG基地投資による 回収額の現在価値
1倍	21.0	72.8
1.1倍	34.0	
1.2倍	46.9	
1.3倍	59.9	
1.4倍	72.9	
1.5倍	85.9	
1.6倍	98.8	
1.7倍	111.8	
1.8倍	124.8	
1.9倍	137.8	
2倍	150.8	

※モデルの設定

投資金額：1,000

投資期間：3年間（建設期間 ※用地取得の期間等は除く）

減価償却：導管13年間定率償却、LNG基地11年間定率償却

割引率：1.88%（事業報酬率を基に算出）

原価算定期間：3年

・事業報酬額及び償却による回収額は、毎年更新

・各期の投資支出は投資期間で均等割り

4② 高めの事業報酬率を設定できる措置について

試算結果

【導管】（設備投資3年、13年定率償却）

事業報酬率：2.22%×1.4倍=3.11%

年数	投資額	期首簿価	償却額	期末簿価	期首期末平均	レートベース	事業報酬額	回収額	回収額現在価値
1	△ 333.3	0.0		333.3	166.7	166.7	5.2	5.2	△ 322.1
2	△ 333.3	333.3		666.6	500.0	500.0	15.5	15.5	△ 306.1
3	△ 333.3	666.6		1,000.0	833.3	833.3	25.9	25.9	△ 290.7
4		1,000.0	154.0	846.0	923.0	923.0	28.7	182.7	169.6
5		846.0	130.3	715.7	780.9	780.9	24.3	154.6	140.8
6		715.7	110.2	605.5	660.6	660.6	20.5	130.8	116.9
7		605.5	93.2	512.2	558.9	558.9	17.4	110.6	97.1
8		512.2	78.9	433.4	472.8	472.8	14.7	93.6	80.6
9		433.4	66.7	366.6	400.0	400.0	12.4	79.2	67.0
10		366.6	56.5	310.2	338.4	338.4	10.5	67.0	55.6
11		310.2	51.8	258.4	284.3	284.3	8.8	60.6	49.4
12		258.4	51.8	206.6	232.5	232.5	7.2	59.0	47.2
13		206.6	51.8	154.8	180.7	180.7	5.6	57.4	45.1
14		154.8	51.8	103.0	128.9	128.9	4.0	55.8	43.0
15		103.0	51.8	51.2	77.1	77.1	2.4	54.2	41.0
16		51.2	51.2	0.0	25.6	25.6	0.8	52.0	38.6
								現在割引価値合計	72.9

【LNG基地】（設備投資3年、11年定率償却）

リターン率：3.27%

年数	投資額	期首簿価	償却額	期末簿価	期首期末平均	レートベース	事業報酬額	回収額	回収額現在価値
1	△ 333.3	0.0		333.3	166.7	166.7	5.4	5.4	△ 321.8
2	△ 333.3	333.3		666.6	500.0	500.0	16.3	16.3	△ 305.4
3	△ 333.3	666.6		1,000.0	833.3	833.3	27.2	27.2	△ 289.4
4		1,000.0	182.0	818.0	909.0	909.0	29.7	211.7	196.5
5		818.0	148.9	669.1	743.6	743.6	24.3	173.2	157.8
6		669.1	121.8	547.3	608.2	608.2	19.9	141.7	126.7
7		547.3	99.6	447.7	497.5	497.5	16.3	115.9	101.7
8		447.7	81.5	366.2	407.0	407.0	13.3	94.8	81.7
9		366.2	66.7	299.6	332.9	332.9	10.9	77.5	65.6
10		299.6	59.9	239.7	269.6	269.6	8.8	68.7	57.0
11		239.7	59.9	179.8	209.7	209.7	6.9	66.8	54.4
12		179.8	59.9	119.8	149.8	149.8	4.9	64.8	51.8
13		119.8	59.9	59.9	89.9	89.9	2.9	62.9	49.3
14		59.9	59.9	0.0	30.0	30.0	1.0	60.9	46.9
								現在割引価値合計	72.8

4③ 託送供給料金の設定ルールの柔軟化措置について

- 現行制度下においては、一般ガス事業者は、法人税法におけるガス導管の法定耐用年数を基に、減価償却期間を13年間と設定して、これに係る減価償却費を総原価に算入していることが一般的である。
- 他方、こうした方法に基づいてガス導管の新規敷設を踏まえた託送供給料金の設定を行った場合には、その料金水準が高額となってしまうことも想定されるところ、これは、低廉な託送供給料金を実現する観点に加え、ガス導管の新規敷設を促す観点からは、必ずしも適当ではない。
- この点、現行のガス導管事業者に対しては、ガス導管に係る減価償却期間を30年間と設定して、これに係る減価償却費を総原価に算入することが認められていることから、一般ガス導管事業者に対しても、小売全面自由化後に新たに敷設される導管のうち、一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管や、一定規模以上の供給能力を有する広域ガスパイプラインについては、その減価償却期間を30年間とすることを選択できることとしたい。

【参考】現行のガス事業託送供給約款料金算定規則より抜粋

別表第1 第1表 ガス導管事業総原価の分類及び算定方法（ガス導管事業者（営業費等））

（1）営業費

項目	算定方法
（略）	
減価償却費	原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法の定めるところによるものとする。ただし、新規に導管を敷設する場合であって、次のイ及びロに定める方法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、イ又はロに定める方法により算定した額とすることができる。 イ ガス導管の耐用年数を30年として、定額法又は定率法 ロ （略）
（略）	

4④ 導管整備に係る費用の一部をこれにより裨益するガス導管事業者の 託送供給料金で回収する仕組みについて

- 本論点については、電気事業法における考え方が参考となるが、同法においては、いわゆる地域間連系線の整備に係る費用については、当該地域間連系線を実際に建設する電気事業者だけではなく、当該地域間連系線により裨益する他の電気事業者も含めた形で、裨益の割合に応じた費用の負担割合を事業者等があらかじめ取り決めた上で、国がその妥当性を確認した後、当該負担割合に応じた費用を託送供給料金原価に算入することが認められているところである。
- ガス事業法においても上記と同様の考え方を採用しつつ、ガスにおいては電気の広域的運営推進機関に相当する組織が存在しないことを踏まえ、仮にガス導管事業者間において、費用の負担割合等について紛争があった場合には、改正後のガス事業法第85条第4項の規定に基づき、費用の負担割合等の決定に関して、国が主導的な役割を果たして行きたい。

【参考】改正後のガス事業法における規定

第八十五条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつた場合において、ガス導管事業者間の導管の接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の導管の接続に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第一百七条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

5～9 （略）

- 1. 小売全面自由化の施行期日等について**
- 2. 託送供給料金の審査の在り方について**
- 3. 事業報酬について**
- 4. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について**
- 5. 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について**

5 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

- 改正後のガス事業法においては、ガス小売事業者が、「小売供給契約の締結をしようとするとき」には、説明義務・書面交付義務が課されることとされているところ。
- この点、**小売全面自由化後も現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合**においては、当該供給約款等に係る一般ガス事業者等は、**小売全面自由化の施行日に、「現行の供給約款等と同じ供給条件を定めた小売供給契約を需要家との間で締結している状態」となるため**、次頁のとおり、こうした場合においても、**これらの義務が課せられると整理したところ**。
- また、次頁のとおり、上記の場合において、需要家に対して行うことが求められる説明等については、小売全面自由化の施行日前に行うことを認める予定であるが、**都市ガス大手3社だけでも、供給約款の契約件数については約1400万件、選択約款の契約件数については約400万件に上ることから、こうした契約件数が多数に上る場合における説明義務の現実的な履行方法が論点**。

既存契約	小売全面自由化後	説明義務・書面交付義務	備考
供給約款	経過措置約款 ※経過措置料金規制が課せられる場合。	不要	・ 説明義務・書面交付義務が不要である旨は、改正法附則において措置済み。
供給約款・選択約款	自由料金契約 ※供給約款については、経過措置料金規制が課せられない場合。	必要	・ 小売全面自由化の施行日に、一般ガス事業者等は、需要家との間で、現行の供給約款、選択約款、自由化部門の契約と同じ供給条件を定めた小売供給契約を締結している状態となる。
自由化部門の契約	自由料金契約	必要	

5 現行の供給約款等と同じ供給条件が 引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

第23回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋

【御指摘事項④】（松村オブザーバー（日本コミュニティーガス協会））

小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明義務・書面交付義務は課せられるのか。

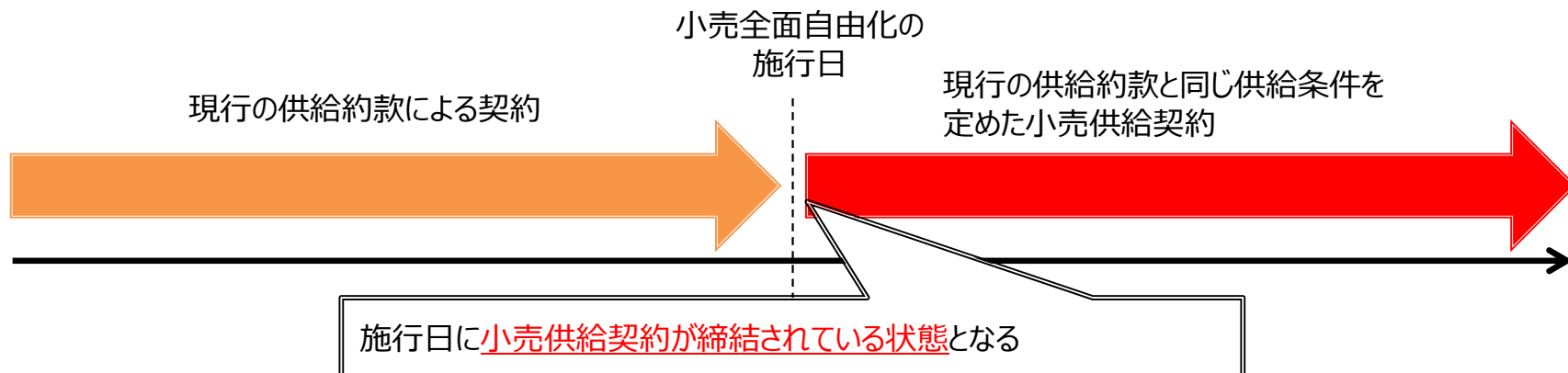
- 以下のとおり、需要家と「現行の供給約款による契約」を締結している一般ガス事業者等は、小売全面自由化と同時に、当該需要家と「現行の供給約款と同じ供給条件を定めた小売供給契約」を締結している状態となる。
- この点、改正後のガス事業法においては、「小売供給契約の締結をしようとするとき」には説明義務・説明時書面交付義務が、「小売供給契約を締結したとき」には契約締結後書面交付義務が課されることから、上記のような場合においても、これらの義務が課せられることとなる。
- しかしながら、一般ガス事業者等に対して、施行日に、これらの義務を一度に履行することを求めることは非現実的であることから、施行日以後に求められる説明を施行日前に行うことを認めることとし、これを履行すれば、施行日以後に改めて同様の説明を行う必要はない旨の規定を設ける予定。

（注1）上記の整理は経過措置料金規制が課せられない事業者であることを前提としている。経過措置料金規制が課せられる一般ガス事業者等が、経過措置約款に基づく小売供給を行う場合には、現行の供給約款に基づく供給と同様、説明義務・書面交付義務は課されない（改正法附則において措置済み。）。

（注2）上記の整理は、現在の一般ガス事業者の選択約款等についても同様。

（注3）説明義務・書面交付義務の履行方法については引き続き整理。

（注4）現行の供給約款における供給条件を必ずしも十分に認識していない需要家が存在することも想定されることから、小売全面自由化を機に、需要家に改めて小売全面自由化後の供給条件を認識させ、供給事業者を変更するか否かについて「考える機会」を与えることは有益。



5 現行の供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について

＜説明義務の履行方法に係る一般的な考え方について＞

- 改正後のガス事業法において、ガス小売事業者に対して説明義務を課すこととしている理由は、**需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給契約を締結することができるようにするため**であり、こうした制度趣旨を踏まえれば、供給条件に係る情報を需要家に一通り聴かせたり、あるいは読ませたりすることにより、**需要家の理解の形成を図ることをもって説明義務が履行されたと整理することが適当**。
- この点、対面での契約締結以外に、インターネットを活用した契約締結など、契約締結に係る様々な手法が存在することを踏まえれば、口頭や電話での説明に限らず、**インターネットのウェブサイト上で供給条件に係る情報を需要家に閲覧させる方法や、ダイレクトメールやパンフレット等に供給条件に係る情報を記載し、これを需要家に読ませる方法**であっても、**需要家が供給条件に係る情報を理解したことを確認するなどの適切な対応を行えば、説明義務が履行されたと整理することは可能**であると考えられる。

(注) 上記の整理については、電気事業法など、他の業法においても同様の整理がなされている。

＜供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法について＞

- 供給約款等と同じ供給条件が引き継がれる場合における説明義務の履行方法については、これらに係る契約が多数に上ることを踏まえ、**例えば、供給条件等に係る情報を書面に記載し、これを需要家に郵送する**といった簡易な方法となることもやむを得ないのではないか。
- また、**供給条件に係る需要家の理解が形成されていることを一般ガス事業者等が確認するため、需要家が当該供給条件を理解・承諾した場合には、例えば、その旨を一般ガス事業者等に対して返信することを求めることとし、仮に、需要家からの求めがあった場合には、一般ガス事業者等に対して、当該需要家に対面や電話で供給条件を説明することを求めること**としてはどうか。

(注1) 上記の整理については、電気事業法においても類似の整理がなされているところであり、今般の整理は、簡易ガス事業や熱供給事業においても同様の整理とする。

(注2) 仮に、期日までに、需要家から供給条件を理解・承諾した旨の返信がない場合には、一般ガス事業者等は、理解・承諾があったものとみなすこともやむを得ない。